

仕向地基準課税再考

京都大学大学院法学研究科教授

岡村 忠生

1 はじめに

この報告では、仕向地基準（または仕向地主義、destination principle）に基づく課税について、考えてみたいと思います。仕向地基準というのは、国際課税上の課税権分配のひとつの考え方です。国境を越える取引において、資産や役務が送り出された目的地のある国または地域、言い換えれば、受領された国または地域が課税権を有するという基準です。仕向地基準が日本の消費税やEUなどの付加価値税において、一般に採用されていることは、ご承知の通りです。しかし、この基準は、米国において、仕向地基準キャッシュ・フロー税（destination-based cash flow tax¹、以下「DBCFT」といいます。）と呼ばれる変形された法人税の中で、用いられようとなりました。DBCFTは、トランプ政権の税制改革が右往左往する中で、現在は沈没した



ものと思われますが²、BEPS(Base Erosion and Profit Shifting, 税源侵食と利益移転)などの国際課税の問題の中で、法人税と消費税の関係や将来のあり方、とりわけ、移転価格税制やCFC税制、過大利子控除の制限など、現在、法人税が苦悩している問題を解消しようとする場合、大いに参照すべき部分があると思われます³。

¹ A Better Way: Our Vision for a Confident America, GOP TAX REFORM TASK FORCE (June 24, 2016). http://abetterway.speaker.gov/_assets/pdf/ABetterWay-Tax-PolicyPaper.pdf [perma.cc/G6B3-YMT3].

² DBCFTの採用がまだ真剣に考えられていた最後と思われる2017年5月の時期に、トランプ税制改革の中でどのように位置づけられていたかを述べるものとして、David S. Miller, How Donald Trump Can Keep His Campaign Promises, 155 Tax Notes1105, 1106-1113 (2017) 参照。

すなわち、所得に関する国際課税において、現在の主流となる考え方は、BEPS 行動計画でも確認されているように、所得を生み出すような事業活動が行われた国または地域、つまり、価値創造が行われた国または地域に税源を配分するという原則（この考え方そのものは、全世界所得課税主義（world-wide system）にも地域内所得課税主義（territorial system）にも共通しています。）です。移転価格税制やCFC 税制なども、この原則に基づいて理解されるようになってきています。しかしながら、この原則の具体的なルール化（たとえば、適正な独立当事者間取引価格をどのような方法で決めるか。）やそのようなルールの執行（たとえば、独立当事者間価格比準法で、比準すべき取引をどのように選定し、どのような調整を加え、または加えないか。）については、困難を極めているのが原状ではないかと思われます。所得発生地（価値創造地）の基準がこのような問題を解決し切れないことと対比したとき、仕向地基

準によって税源を分配すること、すなわち、資産や役務の移動先の国や地域（仕向地国）に課税権の全部を機械的に分配してしまうことは、課税権分配ルールの顕著な明確化、簡素化につながるのではないかと思います。現在の国際課税の病理ともいえる、価値創造地の決定という苦しみから解放される点で、DBCFT、仕向地基準キャッシュ・フロー税には、魅力があるように感じられます⁴。

2 仕向地基準課税

2-1. 設例と効果

本論に入ります。まず、仕向地基準による課税を、設例を使って説明します（表1）。

いま、農業者が25の仕入れにより収穫した農産物を50で加工業者に販売し、加工業者が80で販売業者に販売し、販売業者が100で消費者に販売するという例を考えます。それぞれの段階の付加価値は、農業者25、加工業者30、販売業

表1 付加価値税と国境税調整

事業者	売上	仕入れ	所得型 VAT 課税ベース	国境税調整	純課税ベース
農業者	50	25	25	25	50
製造業者	80	50	30	0	30
販売業者：					
国内販売	100	80	20	0	20
輸出	100	80	20	-100	-80

³ なお、法人所得税を現行の課税ベースのまま仕向地基準化すべきであるとする主張として、Michael Devereux & Rita de la Feria, Designing and Implementing a Destination-Based Corporate Tax, Oxford University Centre for Business Taxation Working Paper WP14/07 (2014) があります。また、付加価値税における仕向地基準の検討として、Michael Keen & Walter Hellerstein, Interjurisdictional Issues in the Design of a VAT, 63 Tax L. Rev. 359 (2010) を参照。

⁴ これに対して、DBCTF を地域内所得課税主義の一種と捉え、移転価格の問題がより深刻化するとの意見もあります。Samuel C. Thompson Jr., Why Trump Should Reject the DBCFT and Stick to His Original Imputation Proposal, 155 Tax Notes 473 (2017)。

者20です。ここで、農業者の仕入れは全て国外から行われ、販売業者の販売は全て輸出であったとします。輸入と輸出については、仕向地基準による課税のために、国境税調整 (boarder adjustment) が行われます。国境税調整は、輸入に関する輸入課税と、輸出に関する輸出免税の2つからなります。この例では、輸入である農業者の仕入れに対して、輸入課税が行われます。これは、輸入である仕入額の25に対する課税になります。輸入関税と同様の手続で徴税される場合も多いと思われますが、この例の限りでは、農業者に対する仕入税額控除を認めないことによっても可能です。輸出免税は、この例では、販売業者の輸出に対して行われます。すなわち、100の売上げに対する課税が行われないことになります。仕入税額控除は、通常通り可能ですから、販売業者に対する還付になります。これは、輸出補助金のように見えます。

消費税や付加価値税では、ご承知の通り、売上げに係る税額から仕入に係る税額を控除する税額レベルでの計算が行われて納税額が決まります。税額控除の結果がマイナスになれば、還付が行われます。しかし、以下では、DBCFTに合わせて、所得レベルでの計算を考えることにします⁵。すなわち、農業者の課税標準は25 (売上50－仕入25) + 25 (輸入課税) = 50、加工業者は30 (売上80－仕入50)、販売業者は－80 (売上100－仕入80)－100 (輸出免税) となります。

この設例から直ちに分かることは、仕向地基準では、販売業者において、移転価格操作やタックスヘイブン利用のインセンティブが生じな

いことです。従来の所得発生地の基準では、国外への販売価格を引き下げると、販売業者の税負担が減少しました。したがって、たとえば、タックスヘイブンに中間販売子会社において、時価よりも低い価額でこの販売子会社に販売し、その子会社を経由して外部に販売することにより、税負担を軽減することができました。そして、現在の国際課税では、様々な議論はありますが、結論として、この子会社に何らかの実態がある限り、完全に無視することはできないと考えられます。そうすると、子会社に実態を与えるために、国内の事業が空洞化する現象が生じるわけです。

これに対して、仕向地基準課税では、販売業者がいくらで輸出をしても、その税負担に影響はありません。つまり、移転価格操作による税負担軽減の効果が生じません。その理由は、販売業者の販売対価を、課税の対象としないからです。しかも、販売業者には、80の控除が認められています。このことは、国内で創造された価値の一切に対する課税権を、仕向地国に与えていることを意味します。さらに、仕向地主義課税では、タックスヘイブンに販売のための中間会社を置いても、税負担の軽減はありません。また、消費税や付加価値税では利子控除が認められないので、過大利子や過小資本による税負担軽減もできません。つまり、これまで問題とされてきた BEPS による税負担軽減は、ほとんどできなくなると考えられます。もっとも、別の方法による税負担回避があり得ますが、これについては、後に触れます。

⁵ DBCFT では、所得レベルで計算が行われることから、税の連鎖 (前段階で税を支払われていない限り、税額控除が認められないこと) をインボイスによって確保することができません。このことが生み出す問題について、David A. Weisbach, Should the United States Prefer a Cash Flow Tax to a VAT?, 155 Tax Notes 1559, 1564-1566 (2017) 参照。この論文は、DBCFT ではなく VAT を採用すべきであると述べています。

2-2. 仕向地基準の正しさ

2-2-1. 消費課税と税負担の転嫁

では、課税権の全てを仕向地国に与えるという課税方法が、なぜ正当化されるのでしょうか。仕向地基準を実現するための国境税調整による輸入課税と輸出免税は、輸入課徴金のように輸入を抑制し、輸出補助金のように輸出を促進するように見えますが、なぜ、このような税制が認められるのでしょうか。

まず考えられる理由は、仕向地基準や国境税調整が認められるのは、消費に対する課税だから、ということです。つまり、消費税や付加価値税の実質的な課税ベースは消費であるから、消費が行われる国や地域である仕向地国に、全ての税源を配分すべきだという考え方です。たしかに、消費税や付加価値税のような多段階消費課税は、最終消費者に対する小売売上税を多段階化したものとみることができますから、最終消費地国だけが課税権を有すべきであり、価値創造の行われた生産地国には、税源を分配する必要はないし、分配すべきでもない、ということができます。そして、多段階消費税において、最終消費地国だけが課税するという仕組みを確保するためには、各段階で輸出入が行われた場合の課税権の割振りは、仕向地国とすべきであることになります。

仕向地国のみには課税権を与える考え方は、課税ベースが消費だから消費地国が課税権を有すべきだ、という今述べた議論、これは一種の規範論だと思いますが、そのような議論に止まらず、仕向地基準によって実現される経済的中立性を根拠にして主張されています。すなわち、ある消費者の消費に係る税負担を基準とすると、その人が国内で生産された消費財を購入しても、国外で生産された消費財を購入しても、同じ税率で課税されることになるから、仕向地基準は中立的であり、内国製品と外国製品との選択に歪曲が生じないので、効率的だという議論です。たしかに、たとえば、消費者のいる国の税率が10%であれば、生産地国の消費税(付加価値税)

の税率が20%であっても、5%であっても、消費者が負担する税負担は、消費地国の税率10%に基づくものになります。後に見るように、WTOは、消費税や付加価値税であれば、国境税調整は許容され、所得課税(所得税や法人税)であれば認められないとしています。その理由は、消費に対する課税、消費者が負担する課税であるからだと考えられます。

しかしながら、この中立性論は、税負担は全て消費者が負担している、という前提の下に成り立っています。この前提は、法的には保証されていません。というより、契約自由の原則の下では取引価格をいくりにするかは当事者の合意によりますから、消費者への転嫁を法的に保証することはできませんし、すべきでもないと考えられます。あるいは、しようとしてもできない、というべきかもしれません。

ひるがえって、経済学の教科書によると、物品に対する課税は、需要と供給の弾力性に応じて負担されるとされています。すなわち、消費者の側で、ある物品がどうしても必要であれば、いくら高い対価を出しても買わなければならないことになりますから、税負担は消費者に転嫁される(逆に、その物品がなくても済ませられるのであれば、消費者には転嫁されない)という方向に作用します。また、生産者の側では、生産調整による増減産ができないようなものであれば、かならず一定の量を売らないといけませんので、税負担は生産者に転嫁される(逆に、簡単に生産調整できれば、生産者には転嫁されない)方向に作用するというわけです。そうすると、およそ全ての商品やサービスに対する消費税の税負担は、需給の弾力性により、少なくともある程度は、生産者に転嫁されていることになります。これが、ミクロ経済学が消費税や付加価値税の実質的負担者が誰なのかについて述べていることです。消費税の税負担は、消費者と生産者が分け合うという見方は、確立されたものと考えていただいてもいいと思います。

そこで、先の設例において、税負担の一定割

合（たとえば半分）は売主が負担し、価格には上乗せされないとしましょう。しかし、それでも残りは買主が負担しますから、農業者による輸入段階においては、農業者は、輸入課税の半分を負担する（利益が減少する）ことになります。したがって、農業者が輸入のために支払うことのできる対価はその分小さくなり、輸入できる量は減少します。販売業者による輸出段階においては、販売業者は輸出免税による還付金の半額を、実質的に手に入れる（利益が増加する）ことになります。しかし、それでも、販売価格は、輸出補助金の半分、減額されることになります。これらの効果は、この例では税負担や補助金の半分にはなりますが、やはり、その限りで輸入関税を課し、輸出補助金を交付しているのと同じです。つまり、仕向地基準課税とは、輸入関税と輸出補助金とが組み合わされたものです。

それでは、なぜ仕向地基準課税が正当化できるのででしょうか。輸入関税や輸出補助金は、いずれも典型的な国内産業保護の手段であり、保護主義の象徴ともいえる施策です。なぜ、こうした施策が、消費税や付加価値税の範囲とはいえ（しかし、このような経済効果は、その租税にどのような名前を付けるかには関係しないはずなのですが）、WTOにおいて認められているのでしょうか。現実にも、仕向地基準課税は消費課税において世界的に実施されているにもかかわらず、保護主義の害が発生するとはいわれないのは、なぜでしょうか⁶。

2-2-2. 国境税調整の中立性と為替レートの変化

国境税調整と保護主義との関係については、DBCFTに関して種々議論されて来ました。直感的には、輸入課税と輸出免税は、どちらも国内産業保護の方向にものですから、2つ併せれば、強い保護主義の税制になりそうです。しかしながら、経済学者が一致して説明しているのは、輸入課税と輸出免税が対称的に、シンメトリカルに行われているのであれば、つまり、どちらも同じ率（輸入税の税率＝補助金の算定率）であれば、両者は打ち消し合うから、経済的な歪曲は生じない、国内産業保護にはならないという説明です⁷。このことを述べます。

まず、輸出補助金を導入すると、国内の輸出業者は、請求する価格を低くすることができるので、国際競争上有利となり、国外からの需要が増加します。この結果、為替レートが変化し、輸入国における価格が上がって、需給がバランスすることになります。たとえば、輸出国が米国だとすると、ドル高となります。ただし、この為替レートの変化は、輸出補助金による輸出価格の低下を、部分的にしか打ち消すことができません。なぜなら、ドル高となることにより、米国への輸入品の価格が下がるので、輸入品への需要が増加し、これがドル安の方向に作用するからです。もし、輸出補助金による輸出価格の低下を、ドル高が完全に打ち消すとする、ということは、輸出補助金を導入する前と同じ輸出が行われる（輸出に関して、輸出補助金による歪曲が生じない）とすると、ドル高によっ

⁶ ただし、以下の説明に対しては、外国の所得課税との関係でDBCFTを分析し、輸入に対する二重課税と輸出に対する二重非課税が生じて、結果的に合衆国法人の税負担を増加させると主張する論文として、Timothy Reichert & Perry Urken, The Border Adjustment: What Companies Need to Know, 154 Tax Notes 1543 (2017) があります。

⁷ Auerbach, Alan J. and Douglas Holtz-Eakin, The Role of Border Adjustments in International Taxation, American Action Forum (Dec. 2, 2016), available at <https://www.americanactionforum.org/research/14344/>. なお, Alan Auerbach & Michael Devereux, The Case for a Border-Adjusted Tax, NY Times March 6, 2017, at A23も参照。

て輸入が増加しますから、貿易収支が悪化する（赤字が大きくなる）ことになります。これは、輸出補助金によるドル高への動きに、ブレーキを掛けます。結果として、輸出補助金は、単独で導入されれば、輸出を増加させることになります。なお、輸出が増加すれば、貯蓄やその他の条件が変化しない限り、通貨が余りますから、国際的キャッシュ・フローの均衡から、輸入も増加することになります。

次に、輸入課税（関税）を導入すると、国内における輸入品の価格が上昇し、その需要が後退します。そこで、この場合も、為替レートが変化して、需給がバランスすることになります。すなわち、需要を回復させるために、ドル高の方向に作用します。しかし、このドル高も、輸入課税による価格上昇を完全に打ち消すものではありません。その理由は、輸出補助金の場合と同じです。ドル高によって輸出が減少するため、貿易収支が悪化し、それが、ドル高の方向にブレーキを掛けるからです。したがって、輸入課税も、単独で導入されれば、輸入を減少させることになります。なお、輸入が減少すれば、貯蓄やその他の条件が変化しない限り、先と同様の国際的キャッシュ・フローの均衡から、輸出も減少します。

しかしながら、同率の輸出補助金と輸入課税を同時に導入すると、つまり、国境税調整を行うと、輸出促進と輸入削減の両方の作用が生じ、それぞれがドル高に働くので、このドル高により、結果として、輸出の増加も輸入の削減も起こらず、貿易収支は動かないことになります。単独では不十分であったドル高の効果が、二つ合わさって、完全に生じるわけです。したがって、仕向地基準課税が、米国の貿易赤字を改善することはありません。また、このような貿易に対する中立性のため、国内の販売や消費も、影響を受けないことになります。結果として残るのは、ドル高だけです。これは通貨の換算に関する名目的な変化に過ぎず、実質的な変化（歪曲）は生じません。

ただし、この結論が有効に成り立つためには、一定の条件があります。まず、いうまでもなく、輸出補助の補助率と輸入課税の税率が等しいことが前提です。これは、名目的な率としては、国境税調整において成り立っています。しかし、実質的な転嫁と帰着を考えると、それは商品ごとに違うでしょうから、両者の等しさは、保証されないことになります。もっとも、長期的な投資収益の均衡を考えると、どのような商品の生産や流通についても、同じ利潤が得られるはずだから、事業者への税の転嫁は同じになるはずだ、とはいうことができます。

次に、この結論が成り立つのは、全ての国際取引について、国境税調整が行われる場合です。しかし、実際には、消費税や付加価値税の非課税や軽減税率があります。また、土地や貴金属の取引、ある範囲の金融サービスなど、課税を受けないものがあります。さらに、後で議論しますが、国境を越える役務提供では、国境税調整が行われないか、行われることになっていても著しく困難なものがあります。

それから、為替レートの調整には一定の時間がかかるので、均衡が成り立つまでの間には、国境税調整による経済的效果（歪曲）が生じることが考えられます。しかし、永久に影響を与え続けることはありません。

最後に、国境税調整が貿易に対して中立的であるのは、他の租税政策による影響を考えずに導かれた結論です。したがって、たとえば、投資（貯蓄）を有利に、消費を不利に扱うような政策がとられた場合、輸入の需要も減少するので、貿易収支はプラスに動きます。「輸出－輸入＝国民貯蓄」の関係からは、右辺の国民貯蓄が増加すれば、貿易収支がプラスになるという説明もできます。DBCFTについては、キャッシュ・フロー税であること（総合所得税と比べて、貯蓄を有利に扱うこと）を、どのように評価するかになると思われます。

それから、輸入課税による歳入と輸出補助金のための歳出は、貿易収支が均衡していれば、

同額になりますが、しかし、均衡していなければ、たとえば輸入超過であれば、差し引きで歳入をもたらすことになります。米国において、DBCFTに歳入が期待されるのは、輸入超過であるためです。

なお、DesaiとHinesによる実証研究では⁸、前世紀の少し古い資料に基づくものではありませんが、付加価値税（国境税調整）は輸出と輸入の両者を減少させ、その効果が継続する場合がありますと分析しています。彼らは、その理由を、付加価値税の執行において、付加価値税が貿易関連部門により重く負担されていること、および、輸入課税に比べて、輸出免税における還付が完全ではないことに求めています。

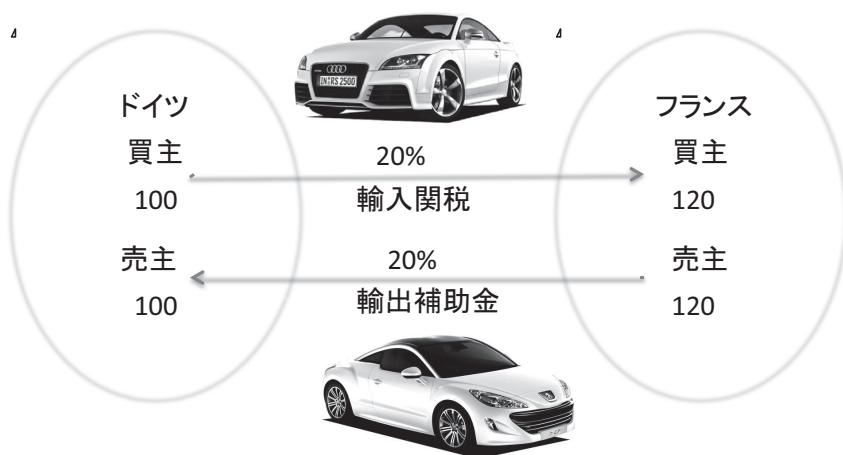
2-2-3. 実質的な為替レートと価格水準、通貨供給

以上の説明では、国境税調整の中立性を確保

するのは、為替レートの変化であったと述べました。では、EUのように通貨が統一されているがVATの税率は統一していない場合や、自国通貨の為替レートを固定している（ペッグ制をとる）国との間では、どうなのでしょう。

この議論では、為替レートの内容を分析することが必要です。すなわち、為替レート、ここでは実質的な為替レートになりますが、その中味が、名目的なレートと価格水準（price level）から構成され、その2つが複合された（掛け合わされた）ものであることを認識することになります。たとえば、同じユーロを通貨とするEUの国々の間でも、1ユーロで購入できる同一品質のガソリンの量には、違いがあります。これは、ユーロ圏の国々においてもユーロの価格水準が異なること、同一通貨についても実質的な為替レートが存在し、そのレートが1ではないことを意味します。

図1



⁸ Mihir Desai and James Hines, Value-Added Taxes and International Trade: The Evidence (Nov. 2002), [https://pdfs.semanticscholar.org/0245/59563b9d1470c5932a0b858bb9153ab750df.pdf\[perma.cc/5SCZ-E7U5\]](https://pdfs.semanticscholar.org/0245/59563b9d1470c5932a0b858bb9153ab750df.pdf[perma.cc/5SCZ-E7U5]).

そこで、まず、国境税調整の導入前、アウディ（ドイツ車）が、ドイツにおいてもフランスにおいても、100で販売されているとします⁹。また、プジョー（フランス車）も、両国において、100で販売されているとします。そして、この状態が需給バランスによって決まった経済的に最適なものであるとしましょう。次に、フランスが、20%の輸入関税を導入したとします。この結果、アウディの実際の価格が具体的にいくらになるかは分かりませんが、はっきりしていることは、フランスにいるアウディの購入者は、ドイツの購入者よりも、20%多く支払わねばならないことです。一般に、輸入課税は、その国の物価を引き上げます。次に、フランスが20%の輸出補助金を導入したとします。このとき、プジョーの販売価格が具体的にいくらになるかは分かりませんが、はっきりしているのは、フランスのディーラーが、ドイツの顧客が支払うより、20%大きい対価を得ることです。この差額（補助金）は、ドイツでの価格を引き下げる方向に作用します。つまり、輸入課税と輸出補助金のどちらもが、フランスでの価格を、ドイツでの価格に対して相対的に引き上げる方向に働きます。そして、このような価格の変化は、国境税調整導入前の最適な状態が回復されるところまで進みます。両国とも、国内における相対的な物価は変化しません。フランスでもドイツでも、アウディとプジョーの価格は同じです。他の物品やサービスの価格も、同様に変化します。つまり、国境税調整を導入した国では、同一通貨を使う国との関係では、輸入課税と輸出補助金の率の分、物価が上昇することになります。

もっとも、物の値段が全般的に上昇するためには、それだけの通貨が必要です。したがって、

もし、ドイツやフランスにかつてのような通貨発行の自主権があり、ユーロが国境を自由に通過できないとすると、中央銀行が通貨供給量を増やさない（税制に対応した通貨供給量の調整を行わない）限り、価格水準は変化しない（できない）ことになります。その場合には、ドイツに存在するユーロとフランスに存在するユーロとは別のものであり、ユーロがドイツ国境を通過するときに、何らかの換算が行われることになると考えざるを得ません。もちろん、現在、ユーロは全て欧州中央銀行が供給しており、国境を自由に通過しています。にもかかわらず、ユーロ圏内の国々において、VATの税率は統一されていないし、仮に統一されたとしても、仕向地基準をとるのであれば、原則として国境税調整が必要になります。

ベッグ制により名目的な為替レートが固定されている場合も、同様です。ただし、ベッグ制をとる国々は、国内生産品の保護のためにそうしている場合があります。この場合、米国の例に戻ると、実質的なドルの上昇を反映するよう、為替レートを変更する可能性があります。

このような実質的な為替レートに関する考察は、自らの通貨を持つ通常の状態についても、示唆を与えてくれます。すなわち、先の米国の例において、もし、連邦準備銀行が、今述べた中央銀行の仮想例のように、税制に合わせて通貨供給量を増加されれば、これによって価格水準が上昇しますから、名目的な為替レートは、変化しなくなるはずですが。要するに、米国がインフレになれば、ドル高にはならないというわけです。

中央銀行による通貨供給量の決定には、いくつかの事実上の制約があります。その重要なものは、価格、特に賃金の名目水準が下方硬直的

⁹ Martin A. Sullivan, Why Economists Believe the Blueprint Boosts the Dollar, 155 Tax Notes 555 (2017) の設例を少し変えています。

であることです。すなわち、賃金の名目額を下げることは極めて困難です。にもかかわらず、消費税や付加価値税を導入すると、前述のように一定の割合は企業に転嫁されますから、その限りで企業利益は減少します。企業は、これを回復するために賃金を引き下げようとするでしょう。賃金下がらなければ、企業は雇用を控え、失業率が悪化するでしょう。したがって、消費課税は、勤労者の賃金に転嫁されることが予測されます。ところが、賃金の名目額の引下げは、前述の下方硬直性から困難ですから、中央銀行は、通貨供給量を増やして価格水準を引き上げ、名目賃金を維持して実質賃金を引き下げる選択肢をとる可能性が高いと思われます。そうすると、中央銀行が通貨供給量を増やした分、名目的な為替レートの変化は生じないことになります。

いずれにしても、実質的な為替レートは、国境税調整により必ず変化しますが、実質的な為替レートは、名目的な為替レートと価格水準とを複合したものですから、中央銀行は、貨幣供給の調整により価格水準を調整し、これを通じて、名目的な為替レートを調整することが可能であることに留意して下さい。この場面に限りませんが、ドル買いの賭けでは、いつも米国の失業率に注意しておく必要があります。

2-2-4. 法人税への適用

以上で示したことは、租税の名目が消費税や付加価値税であるか、法人税や所得税であるかには、関係しません。消費税や付加価値税であるから、消費者が税負担の全てを引き受ける、

だから、消費者の所在地国だけが課税権を得るべきであるという考えは、規範論や政治的スローガンとしては主張可能かもしれませんが、少なくとも、税制をデザインする租税政策論では、考慮外に置くべきです。税負担の転嫁は、その租税の名前を消費税としても法人税としても、変わらないと思われます（モノの名前が人間の行動を変える可能性はありますが）。国境税調整の効果に関する以上の議論は、租税の転嫁を含めたものとしており、消費税でも法人税でも成り立つものと考えられます。

もっとも、WTO は、国境税調整の対象を間接税に限定しています。DBCFT が間接税に分類できるかどうか、もし無理なら、どのような方策があるかについては、次に検討します。

3 仕向地基準キャッシュ・フロー税

3-1. 租税の仕組み

ここで、仕向地基準キャッシュ・フロー税、DBCFT について、その仕組みを紹介し、検討を加えたいと思います。ただし、DBCFT は法案として具体化されなかったので、昨年6月に Paul Ryan 議員ら下院共和党から公表された Blueprint と呼ばれるペーパーに基づいて説明します¹⁰。また、DBCFT の源泉は、2005年11月にブッシュ大統領の顧問会議から公表された Growth and Investment Tax (GIT)¹¹まで遡ることができると考えられますし、DBCFT の原型は、UC Berkley の Auerbach 教授らによって作られたものですので、これらも適宜参照し

¹⁰ 注1であげた文献。

¹¹ President's Advisory Panel on Federal Tax Reform, Simple, Fair, and Pro-Growth: Proposals to Fix America's Tax System (2005). 紹介として、岡村忠生「法人税の課税ベースと消費課税」日本租税研究協会『税制改革と国際課税 (BEPS) への取組』82頁 (2015年)。さらに、Hall-Rabushka による The flat tax を発展させた David Bradford による X-tax にまで遡ることもできます。Alan D. Viard, The Brady-Ryan Plan: Potential and Pitfalls, 155 Tax Notes 249 (2017). The flat tax と X-tax についても、前述の拙稿で紹介しています。

ます¹²。さらに、本年5/22に公表された下院の報告書(JCX-20-17)も適宜用います¹³。

DBCFTは、一言でいえば、法人税を消費税や付加価値税の方向に、次に述べる3点で変形したものとなります。どのような変形かという点、第1に、キャッシュ・フローの基準により、課税時期を決定します。したがって、資産や負債という概念が存在しません。これは、消費税などと同じです。ただし、消費税などとは異なり、支払給与を控除することができます。このような租税について、米国では1980年代から、Flat Tax, X-Tax などとして、繰り返し提案されてきました¹⁴。DBCFTも、このような一連の提案のひとつと位置づけられます。これらの租税で給与を控除する理由は、その実質的な負担者が、給与に相当する部分については、その支払先である被用者であると考えられているためです。これは、大変興味深いのですが、考えてみれば、法人税が株主に負担されているのは、支払配当が費用控除できないため、法人税の税引後利益を配当しているからだ、という論理に近似したものとも見ることができます。この考え方に立つと、支払給与の部分については、企業

で控除をし、被用者の所得とすることで、企業ではなく被用者に対して課税が行われ、被用者の人的な事情を考慮した課税、すなわち、所得控除や累進税率による課税ができることが、公平や再分配の観点から、消費税や付加価値税に対する大きなメリットと考えられます。

第2は、利子に関する取扱いです。Blueprintでは、支払利子は受取利子のみから控除することができ、控除しきれない部分は、期間の限定なしに繰り越され、将来の受取利子から控除することとされています。また、金融機関については、利子に関する特別なルールを設けることが予定されています¹⁵。なお、先に述べたブッシュ政権下でのGITでは、受取利子や受取配当は非課税、支払利子・支払配当は非控除となっています。株式や債券などの金融資産の譲渡損益、というより、キャッシュ・フロー・ベースですので、譲渡収入と取得費になりますが、これらについても、非課税・非控除と考えられます。

3-2. 国境税調整

そして、第3が、国際課税における仕向地基

¹² 最新のものとして、Alan J. Auerbach et al., Destination-Based Cash Flow Taxation, Oxford University Centre for Business Taxation Working Paper WP17/01 (2017)があります。また、Alan J. Auerbach, A Modern Corporate Tax, The Hamilton Project (2010), available at http://www.hamiltonproject.org/papers/a_modern_corporate_tax; Alan Auerbach & Michael P. Devereux, Consumption and Cash-Flow Taxes in an International Setting, Oxford University Centre for Business Taxation Working Paper WP12/14 (2012) も参照。批判的考察も多数ありますが、Wei Cui, Destination-Based Cash-Flow Taxation: A Critical Appraisal, 67 University of Toronto Law Journal 301 (2017) を参照。

¹³ Joint Committee on Taxation, Destination-Based Taxation and Border Adjustment, (May 22, 2017) (JCX-20-17)。

¹⁴ 岡村前掲注11を参照。また、Robert Carroll & Alan D. Viard, Progressive Consumption Taxation: The X-Tax Revisited (AEI Press, 2012) も参照。

¹⁵ 金融サービスに関する検討として、David P. Hariton, Financial Transactions and the Border-Adjusted Cash Flow Tax, 154 Tax Notes 239 (2017) は、金融サービス事業は、従来通りの所得課税に服すべきであると述べています。また、Mike Gaffney, It's the Journey, Not the Destination: Financial Services Enterprises and the DBCFT, 155 Tax Notes 501 (2017) も、金融サービスを非課税とすることが政治的に不可能であるとして、DBCFTの下での金融サービスの仕向地についての検討を行い、従来の移転価格税制(グローバル・トレーディングに関する米国規則)やOECDの恒久的施設に関する考え方に従って、金融サービス所得を生み出した活動のあった場所を仕向地とみなすべきであるとの提案を行っています。

準です。冒頭でもお話ししましたが、DBCFTは、国際課税の側面では、法律上の（言い換えれば、事実上の転嫁を考えない場合の）課税権を仕向地国（対価を支払う者の所在する国、最終的には消費地国）のみに与える税制です。所得が創造された国ではありません。このため、移転価格操作やタックスヘイブンの利用（ただし、Blueprintは、サブパートFのかかなりの部分を温存するとしています¹⁶。）などによる税負担軽減ができないことになるはずです。これは、DBCFTのメリットだと考えられます。Blueprintがこのような国境税調整を導入しようとする理由は、多くの先進国がVATを導入しており、米国がこのままの法人所得税を続けることは、競争上不利になるためとされています。

仕向地基準は、これまでの所得課税における全世界所得課税主義（world-wide system）とも、地域内所得課税主義（territorial system）とも異なるものです。なぜなら、これらはいずれも所得の発生、創出に着目しているからです。しかし、あえて言えば、ある商品の生産から販

売までが生み出す全ての価値に対して、最終消費地国だけが課税権を有する点において、全世界所得課税主義と似ていると考えられます¹⁷。もっとも、通常は、全世界所得課税主義であっても外国税額控除などにより外国にも課税権を分配しますので、仕向地基準課税は、ひとつの国が課税権を持つという考え方を、さらに徹底しているといえます。

DBCFTにおける国境税調整は、消費税や付加価値税とは異なります。消費税では、輸入時（通関時）に税を支払います（なお、付加価値税では、再販売時に支払う場合もあり、これがいわゆるカルーセル・スキーム（回転木馬詐欺）の原因のひとつになっています。）¹⁸。また、輸出免税では、輸出を免税としながら、それに係る仕入税額控除を認め、税額よりも税額控除額が大きければ、必ず還付が行われます。そして、輸入時と輸出時のいずれでも、税額レベルでの計算が行われます。これに対して、DBCFTは、法人税を变形したものであり、所得レベルで計算が行われます。

表2 DBCFTと国境税調整

事業者	売上	支払給与	仕入れ	DBCFT 課税ベース	国境税調整	純課税ベース
農業者	50	5	25	20	25	45
製造業者	80	15	50	15	0	15
販売業者：						
国内販売	100	10	80	10	0	10
輸出	100	10	80	10	-100	-90

¹⁶ A Better Way, *supra* note 1, at 29.

¹⁷ これとは異なる見解として、注4であげた文献があります。

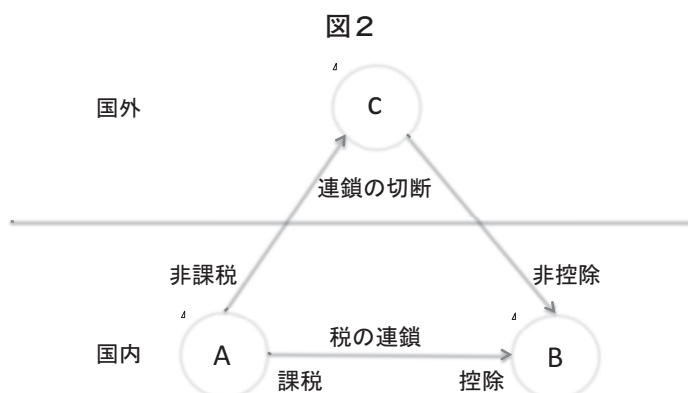
¹⁸ 岡村忠生・酒井貴子・田中晶国『租税法』（有斐閣、2017年）245頁参照。

表2をご覧ください。これは、表1と同じ取引の連鎖について、DBCFT の扱いを示したものです。前述のように、支払給与が仕入れとともに控除され、いったん DBCFT 課税ベースを計算した後、国境税調整、すなわち、農業者の輸入について+25（仕入資産の取得費）、販売業者の輸出について-100（国外への売上高）の増減が行われます。すなわち、輸入課税は、輸入品の原価を費用（損金）に算入しない方法で行われます。なお、DBCFT はキャッシュ・フロー税ですから、原則となる損金算入時点は、支払時になります。輸入品を販売した対価は、課税の対象です。そうすると、現在の法人税と比較して、輸入品を販売した場合、原価が損金算入できない、という形で、重い税負担が生じることが分かります。輸出免税は、輸出により売上高に課税しない（益金不算入）によって実現されます。輸出に係る原価は、輸入によるものでなければ、控除されますから、輸出からは

必ず損失が生じることになります。この扱いは、単に輸出による所得（売上-仕入）を非課税とすること（テリトリアル・システム）より、はるかに大きな租税上の利益です。

3-3. 損失の売買と資産の所在地

そこで、まず問題とされるのは、輸出による損失の扱いです。消費税とは異なり、法人税では、損失に税率を乗じた金額を還付することは行われていません。DBCFT では、還付を認めることも考えられないではありませんが、通常の損失（Net Operating Loss）と輸出に係る損失とを切り分けることは、難しいと思われます。また、インボイスによって税の連鎖（前段階で税が支払われていない限り、仕入税額控除が認められないこと）を確保することも予定されていないので、不正還付に対する懸念もあります。これらのことから、DBCFT においては、還付を認めることはないとの理解が一般的です¹⁹。



このとき、現在の法人税にも増して、損失を他の法主体に移転して現金化すること（損失の売買）を欲する強いインセンティブが生じ、こ

うした取引が盛んに行われるようになることが予想されています²⁰。この点に関係する DBCFT の根本的な脆弱性として指摘されているのは、

¹⁹ ただし、Blueprint 自体は、還付の可否について明言していません。

²⁰ 以下の取引については、David P. Hariton, Planning for Border Adjustments: A Practical Analysis, 154 Tax Notes 965, 974-976 (2017) を参照。また、Raymond J. Wiacek, Casey at the BAT: Tax Reform and the Border-Adjustable Tax, 155 Tax Notes 1589, 1595-1597 (2017) も参照。

取引における税の連鎖を、輸出入を介在させることで、切断できることです。図2をご覧ください。いま、A社がB社に商品を販売すれば、その対価は、キャッシュ・フロー・ベースで、A社で課税、B社で控除となりますが、その中間に外国法人C社が介在すれば、A社では非課税、B社では控除不可となります。そうすると、仮に、A社が黒字法人、B社が赤字法人（損失（NOL）を抱えた法人）であるとする、A社は輸出から生じる損失により黒字を打ち消し、B社は輸入から生じる非控除を損失で打ち消す（損失があるので、輸入による控除不可は問題にならない）ことになります。そして、ここで取引される商品の対価は、このような税負担減少のメリット（租税利益、tax benefit）を含んだものになるでしょう。ここでは、損失が売買されているのです。この目的からは、取引される商品は無価値なものとして取引コストを節約し、租税利益だけを売買することが最適だと思います。また、A社とB社は、関連法人である必要はありません。独立法人でも、このような取引を行うことでしょう。介在するC社も、A社やB社の関連会社でもいいのですが、このような介在専門の業者が出てくることも考えられます。そして、このような取引を防止するためには、移転価格税制が必要になりそうです。ただし、移転価格の算定において、租税利益をどのように勘案するか否かについては、いわゆるロケーション・セービングに関連して、議論の余地があります。

さらに、取引対象資産の所在地国とキャッシュ・フローの生じる国を変えることも考えられます。たとえば、内国法人が外国法人（特にその内国法人の外国子会社）に商品を販売し、その対価を受け取ることは、輸出に該当するでしょうか。もしそうなら、つまり、キャッシュ・フローによって輸出や輸入を判定するのであれば、親会社が国外で生産した資産を「輸出」して損失を得ることや、外国法人の所有する国内に所在する資産を「輸入」することが可能にな

ります。そうすると、前述した損失の売買は、もっとやりやすくなるでしょう。もし、輸出免税をキャッシュ・フローの生じた場所によって判定することが不適當であれば、物理的な資産の所在地に基づくことになります。実際、このような判定は、EUでの資産の物理的所在地判定（place of supply rule）で行われています。しかし、特に米国のような国にとって、このような資産の所在地をIRSが捕捉することは困難であると言われています。

もちろん、DBCFTにおいて、損失の売買を租税回避行為として禁止することが妥当かどうかは、根本的な問題です。消費税や付加価値税では、民間での売買どころか、政府が直接還付をしているからです。しかし、議論の大勢は、前述のように他の原因による損失との区別ができないことや、莫大な還付となり、EU付加価値税におけるカルーセル・スキームのような国に対する詐欺が懸念されることから、認めないとしています。もっとも、先ほど述べました輸入課税と輸出補助金との対称性の必要性の議論からは、最終的に利用（控除）できない欠損金が生じることは、均衡を崩す要素のひとつとなるので、好ましくないことになります。

輸入に関しても、乱用が懸念されています。DBCFTは、もともと法人税の変形ですから、EU付加価値税のような厳格さの輸入課税（国境税調整）は予定していません。輸入については、仕入原価の控除を認めないこととしているので、いわば輸入の瞬間（国境を越える瞬間）を捉える必要はないと考えられています。しかし、控除否認の方式では、前述の輸出免税とは対称的に、輸入者が輸入商品を販売したとき、非常に重い税負担が生じます。仕入の原価が控除できないからです。このため、IRSは、輸入業者をしっかりと把握し、執行を確保しなければならないこととなりますが、IRSとして、これには、かなりの資源を投入することになると予想されています。さらに、たとえば、中国法人の米国支店が商品を米国に持ち込み、米国で

販売する場合、輸入課税の対象となるのは、付加価値税や消費税の仕組みでは中国法人の米国支店になりますが、DBCFTをこのように執行することは、現在の法人税と同様の困難が生じると言われています。しかし、かといって、この中国法人の支店から商品を購入した者を輸入者とすることも、困難です。なぜなら、資産の発送と引渡は米国内で完結しているの、購入者にとって、それが輸入なのかが分からないからです。執行のためには、事業者登録制度とインボイスの導入が必要になるかもしれませんが、DBCFTでは全く予定されていません。

このように、DBCFTでは、消費税や付加価値税と同様、資産の物理的な所在地を決める必要があるのですが、ここで問題となるのは、無形資産です。パテントやノウハウのような主としてB2Bで取引される金額の大きい無形資産から、音楽ファイルのダウンロード販売のような消費者向けの少額大量のものまであります。これらは、物理的な意味での国境税調整 (boarder control)、つまり、国境通過の規制や管理ができません。そうすると、前者 (パテントなど) では、輸出免税との関係で注意すべき点があります。それは、国内で多額の資金を投入して研究開発を行い、その成果として取得した無形資産を、国外の関連法人などに譲渡する場合も、この輸出免税の対象となることです。この場合、国内での投入資金は (キャッシュ・フロー・ベースで) 控除されますが、譲渡の対価は課税を受けません。所得課税では、まさに BEPS、税源侵食のケースになるのですが、DBCFTは仕向地基準だから、そうではないということになるのでしょうか。輸出になるかどうか

かで大きな税額が動きますので、無形資産が最初、ほんとうに国内に所在していたことを、確認することが重要になります。後者 (ダウンロード販売など) では、消費者に課税することの可否のほか、仮にそれが可能であるとしても、消費者側が輸入であるのか否かの判断ができない、つまり、やはりここでも、資産の所在地が判定できないことが問題となります。輸出に関しても、音楽ファイル等が本当に国外にダウンロードされているか (国内の消費者が購入していないか) の把握が必要になりますが、この作業も極めて困難と思われます。

また、この所在地決定に関連する問題として、資産のようには所在地が決められない役務、サービスの扱いがあります²¹。EUのVAT指令では、提供者の居住地や提供を行った恒久的施設の所在地とされています²²。しかし、原則は消費 (事業での費消) が行われる場所ではなく、提供者の所在地で判定することとなりますと、操作の可能性は大きくなることが考えられます。そのためかと思われますが、たとえば英国でVATを担当する英国歳入関税局 (Her Majesty's Revenue and Customs, HMRC) の具体的なルールを見ますと、実際には18項目の要素を勘案する複雑なものとなっています²³。

3-4. WTO 協定との関係

WTOは、ご承知のように、企業に対する輸出補助金を禁止しています。この禁止には、輸出に関する租税の減免も含まれます。DBCFTに関して問題となる具体的な規定は、WTOによる「補助金及び相殺措置に関する協定」 (Agreement on Subsidies and Countervailing Measures, SCM) の付属文書 (Annex) I のパ

²¹ なお、EUのVATでは、無形資産の移転もサービスの提供に含めています。COUNCIL DIRECTIVE 2006/112/EC Art25(1)。

²² COUNCIL DIRECTIVE 2006/112/EC Art 43。

²³ HMRC internal manual, VATPOSS05000. 18項目への整理は、Hariton, *supra* note 20, at 973で行われています。

ラグラフ(e)です。経産省のHPにある訳文では²⁴、「商工業を営む企業が支払う又は支払うべき直接税(注2)又は社会保障負担金につき、輸出に関連させてその額の全部又は一部の免除、軽減又は繰延べを認めること(注3)。」とあり、注2では、「「直接税」とは、賃金、利潤、利子、賃貸料、ロイヤルティその他の所得に対して課される税及び不動産の所有に対して課される税をいう。」「間接税」とは、売上税、個別消費税、取引高税、付加価値税、フランチャイズ税、印紙税、流通税、事業資産税、国境税その他の税であって直接税及び輸入課徴金以外のものをいう。」と規定されています。したがって、補助金の禁止は所得税のような直接税(direct tax)に対するものであり、消費税や付加価値税のような「間接税(indirect tax)」における輸出免税は、還付を伴うものであっても、禁止の対象外になります。もちろん、先に見た輸入課税と輸出免税との均衡による中立性の議論は、直接税であるか間接税であるかを問わずに成り立ちますから、このWTOの方針は当を得ないもののなのですが、ルールはルールですので、租税の形式や名称が問題となるものと思われます。つまり、DBCFTを、所得控除方式の間接税と見ることができるかどうかの問題です²⁵。

なお、租税の名称に関連して、Blueprintは、新たに付加価値税を導入することはしないと述べました²⁶。そして、国境税調整を変形された事業税制の文脈(context)において行うと述べています。Blueprintは、間接税についてのみ国境税調整を認めることによって、WTOが、これまで間接税のない米国を競争上不利に扱ってきたとの認識を示した上で、しかし、DBCFT

は、消費を課税ベースとする租税であり、WTOの輸出補助金の禁止には抵触しないから、これからは米国も同じ土俵で競争ができると述べました。これは、WTOの輸出補助に関するルールが、所得課税を中心にしてきた米国からどのように見えるかを示していて、興味深いものがあります。そして、なぜ間接税なら輸出を免税にしても輸出補助金にならないのかが、問われることになります。

DBCFTは、支払給与が控除される点で、消費税や付加価値税と大きく異なります。多くの論者が、このことを理由に、DBCFTはWTOにおいて間接税とは認められないだろうと述べています²⁷。たしかに、給与が控除できるとすると、商品の価格そのもの(売上)が課税の対象であるとはいえないことになります。これは、制度の形(課税ベースや税額の計算方法の形式)においてのことですが、さらに、課税ベースの内容から見ても、通常の付加価値税の課税ベースは、経済学的には、2つの要素、すなわち、労務費(約2/3を占めるといわれています。)と超過利潤(通常利潤を超える利潤)であるのに対して、DBCFTでは、このように課税ベースの大部分を占める労務費が、課税ベースから抜け落ちています。もちろん、この部分は、給与所得者において課税されているので、その部分までを含めて、言い換えれば、DBCFTと給与所得税(賃金税)を一体として、実質的な付加価値税であるとする主張は行われていますが、給与所得者における課税では、基礎控除などの所得控除や累進税率が適用されるので、不完全なものになります。したがって、支払給与の控除は、形式的にも実質的にも、DBCFT

²⁴ http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto_agreements/marrakech/html/wto13.html

²⁵ Reuven S. Avi-Yonah & Kimberly Clausing, Problems with Destination-Based Corporate Taxes and the Ryan Blueprint, 8 Colum. J. Tax Law 229 (2017).

²⁶ A Better Way, *supra* note 1, at 15.

²⁷ 代表的な主張として、Avi-Yonah & Clausing, *supra* note 25, at 235-246.

を、WTO のいう「間接税」から遠ざける方向に作用します。

では、実質論である輸入課税と輸出免税との対称性については、どうでしょうか。前に説明したように、この対称性により、輸入課税と輸出補助金とがいわば打ち消し合い、どちらの効果も生じないことになります。つまり、輸出補助金の作用は、対称的な輸入課税により打ち消

されている、だから、このような輸出補助金は禁止しなくてよいという論理になります。この論理からいくと、DBCFT は、どうなるでしょうか。相対立する2つの見解があります。

第1の見解は、支払給与が損金算入されている分だけ、輸出補助金が輸入課税の負担よりも大きな金額になるということです²⁸。

表3 支払給与の控除と輸出補助金

事業者	売上	支払給与	仕入れ	利益	国境税調整	課税ベース
ぶどう栽培農家	40(42)	30	0	10	0	10
ワイン製造販売業者：						
国内販売	102(105)	45	42	15	0	15
輸出	100	45	40	15	-100	-85

表3をご覧下さい。いま、ぶどう農園でぶどうを栽培してワイン製造者に販売し、ワイン製造業者がそのワインを輸出するという設例を考えます。やや非現実的ですが、ぶどう栽培には労務費（支払給与）以外の原価はなく、労務費は30、利益を10とし、DBCFTの税率を20%とします。そうすると、ぶどうの販売価格は税抜き40、税込みでは42（税額は $(40-30) \times 20\% = 2$ ）になります。ワイン製造業者は、この42に、45の労務費と15の利益を加算して税別で102、税込で105（税額は $(102-42-45) \times 20\% = 3$ ）で販売することになります。ただし、これは国内向けの場合です。今議論している輸出の場合には、国内の課税を抜いて考えて、100（ぶどう製造段階の原価と利益の合計40に、ワイン製

造段階の税抜きでの原価と利益の合計60を加算して100）で販売することになると思われます。この販売対価は、免税（益金不算入）です。控除側では、税抜きのぶどうの原価40と、ワイン製造のための労務費45の合計85が、キャッシュ・フロー・ベースで控除（損金算入）されます。この控除は、 $85 \times 20\% = 17$ の価値を持つ租税利益です。この租税利益は、ぶどう栽培やワイン製造における利益とは別に、それらに追加して、政府からもたらされる利益です。

輸入国では、仮に付加価値税の税率が同じ20%であるとして、120で販売されることになります。同じ税率なのに、国内の販売価格105より、15だけ高い価格になります。これは、外国での付加価値税算定において、労務費の控除

²⁸ *Id.* at 238-239. 以下の設例は、この記述に基づきます。また、Wolfgang Schoen, Destination-Based Income Taxation and WTO Law: A Note (January 2016). Working Paper of the Max Planck Institute for Tax Law and Public Finance No. 2016-3. Available at SSRN: <https://ssrn.com/abstract=2727628> or <http://dx.doi.org/10.2139/ssrn.2727628> も参照。

(その価値は、 $(30+45) \times 20\% = 15$) が認められないことに対応しています。なお、国内でも通常の付加価値税と同じ計算（労務費の控除なし）をすれば、もちろん、国内販売と輸出のどちらも、販売価格は税別100、税込120になります。

さて、DBCFTの下では、ぶどう農家の利益もワイン製造業者の利益も減らさずに、輸出価格を引き下げることができます。ワイン製造業者は、租税利益である17を、対価の引き下げに使うことができますからです。輸出価格が17引き下げられたとすると、税別で83（ $=100-17$ ）となり、相手国での販売価格は、20%の付加価値税を加えても、99.6（ $=83 \times 1.2$ ）となります。そうすると、米国内で通常の付加価値税を課された場合よりも20.4安い価格で相手国において販売することができ、相手国や他国の競争者よりも有利となります。これは、DBCFTにおいて支払給与が控除されたためであり、支払給与の控除は、輸出補助金であるといえます。支払給与の控除により、通常の付加価値税における輸出免税よりも大きな租税利益を与えることになるので、経済的な実質論としても、DBCFTは競争を歪曲するといえます。均衡論から見れば、DBCFTにおける輸入課税が20であるのに対して、輸出補助金は通常の付加価値税での20に、今述べた支払給与の控除17を加えた34になるので、両者は均衡しないといえます。

このように、第1の見解がDBCFTの支払給与の損金算入が輸出補助金に当たると主張するのに対して、第2の見解は、DBCFTを擁護して、次のように述べます²⁹。たとえばAuerbachは、仮に米国が支払給与控除のない標準的な付加価値税を導入し、同時に、給与所得課税（賃金税）を減税したとしても、WTOに関する問題は何も生じないことをまず指摘します。

そして、DBCFTにおける支払給与の損金算入も、賃金税の減税と同じだと主張します。また、経済的にも、給与の損金算入による効果は、意味がないと述べます。なぜなら、たしかに、賃金税の減税は、国内での生産コストを引き下げ、生産と雇用を促進するけれど、それは、国内生産への減税の全てに共通する効果であるからです。輸出補助金をその経済的実質から見るのであれば、国内生産に対する所得課税の減税も認められないはずで。さらに、このような経済的実質からの主張が通らないとしても、税制の形式として、DBCFTそのものでは支払給与の損金算入をしないこととするが、それとは別に、支払給与について、減税をするか、補助金を与えることにすればよいと主張しています。

この問題は、結局のところ、租税の転嫁をどのように考えるかになります。おそらく、Auerbachの言うように、国内生産に関する様々な優遇措置は、通常の付加価値税の下でも、輸出促進の方向に作用するものと考えられます³⁰。しかし、WTOが各国の租税政策をそこまで問題とすることはできないので、現在のところ、間接税か直接税かという形式的区別が行われていると思われます。DBCFTにおける支払給与の控除は、たしかに輸出を促進するものではありませんが、この控除自体は、内外を問わずに適用されるので、表面的には、輸出補助金ということは困難かもしれません。少なくとも、形式の上で、DBCFTの支払給与の控除を廃止し、相当する補助金の支給などを行うことにすれば、WTO協定をクリアすることは可能と考えられます。

3-5. 租税条約との関係

租税条約との関係では、まず、DBCFTが条約の対象とする所得に対する租税か否かが問題

²⁹ Auerbach, *supra* note 12, at 84-85.

³⁰ *Id.*

となります。もしこれが肯定されるとすると、3つの問題が生じると言われています³¹。

第1に、輸入課税が恒久的施設(PE)を経ずに行われた場合、事業利益に対して「PEなければ課税なし」を規定するモデル条約7条と抵触する可能性があります。これは、仕向地基準による所得課税全般に及ぶことです。第2に、輸入課税は、モデル条約12条に規定されたロイヤリティやロイヤリティに代わりうるその他所得で21条に規定されたもの(合わせて「ロイヤリティ等」といいます。)を生じる無形資産に対しても課されます。つまり、DBCFTでは、ロイヤリティ等の国外への支払いは輸入であり、控除できないはずで、ところが、モデル条約のこれらの規定は、ロイヤリティ等は、その受益的所有者の居住地国のみが課税できると規定しています。つまり、外国の受益的所有者に支払われるロイヤリティ等は、控除を認めなければならなくなります。第3に、DBCFTでは、輸出を行う国内企業を、輸入を行う外国企業よりも有利に扱うこととなり、無差別条項に反する可能性が指摘されています。

このような条約規定との関係に加えて、貿易相手国がDBCFTに対して、どのように反応、対応するかも、問題となります。DBCFTは、米国に企業を誘致し、利益を移転する強い誘因を与えられます。この背景の下で、相手国は、(報復的に)DBCFTが所得に対する租税でないとして、外国税額控除を与えないことや、米国をタックスヘイブンと見て、米国の関連企業にCFC税制を適用することが考えられ

ます。そして、結局のところ、租税条約による国際租税秩序が崩れ、米国の納税者が、外国の源泉徴収や移転価格税制の執行において、外国政府から不利益を被ることを懸念する見解があります。

3-6. その他の問題

DBCFTについては、最初に述べた国際租税上の利点(移転価格税制やCFC税制が不要であること)に対して、いくつかの問題点も指摘されています³²。まず、インバージョンは、防止できないのではないかとされています³³。インバージョンが生じる原因は、法人課税のない国や地域の存在と、国外に囚われた(trapped)資金(国内に送金すると税負担が生じる資金)の存在がいわれますが、DBCFTでも収益に対する20%の課税があるので、やはり資金や事業を税率ゼロの国において、テリトリアル・システムを米国が採用する前提で、非課税で米国に適宜、送金した方が有利になるからです。もちろん、国外で得られた収益には、それが米国の事業から得られた場合にも課税をしないように徹底すれば、国外移転のインセンティブは減少すると思われますが、この内外判定は、特に役務や無形資産を巡って困難です。これは、消費税や付加価値税でも明らかです。このことは、次に見ます。

さらに、知的財産権(IP)の輸出免税については、先にも少し触れましたが、これを利用した次のようなスキームが、既に考案されています³⁴。①米国のたとえば製薬会社が、合衆国で

³¹ Avi-Yonah & Clausing, *supra* note 25, at 246-247. なお、より詳細な検討として、Richard S. Collier & Michael P. Devereux, The Destination-Based Cash Flow Tax and Double Tax Treaties, Oxford University Centre for Business Taxation Working Paper WP17/06 (2017) があります。

³² 以下で述べた問題点以外にも、いくつか指摘されています。David M. Schizer, Border Adjustments and the Conservation of Tax Planning, 155 Tax Notes 1451, 1457-1459 (2017).

³³ *Id.* at 247-248; David S. Miller, How Donald Trump Can Keep His Campaign Promises, 155 Tax Notes 1105, 1123 (2017).

³⁴ Avi-Yonah & Clausing, *supra* note 25, at 248-249; Miller, *supra* note 33, at 1120-1121.

開発費用の控除を受けながら IP を開発し、それをアイルランドの子会社に輸出します。対価は可能な限り高くします。これにより、米国では非課税、アイルランドでは高い取得価額という二重の利益を得ることになります。アイルランド子会社が薬品を製造して利益を得ると、テリトリアル・システムの下、米国親会社は非課税で受け取ります。アイルランド子会社にアイルランドでの課税所得が生じそうな場合は、米国親会社はさらに IP を売却し、アイルランド子会社の償却費等を増加させます。②アイルランドの親会社が米国子会社を保有する場合には、アイルランド親会社は借入れにより資金を調達し、米国子会社から IP を取得します。米国子会社は、費用控除を受けながら、さらに IP を開発し、親会社に輸出します。③アイルランド親会社が米国子会社から取得した IP を、米国で使用して利益を得ようとする場合、米国子会社にライセンスしても、米国では輸入課税として費用控除ができず、かつ、アイルランドでも課税されますから、このようなライセンスは行われなないと思われます。では、それに代えて、親会社が IP を米国子会社に現物出資した場合、どうなるでしょうか。Blueprint からは、輸入課税と出資に対する非課税との関係や、キャッシュ・フロー税と償却の可否との関係などが明らかではありませんが、様々なプランニングの可能性がありそうです。④役務提供の扱いについても、Blueprint は明確ではありません。たとえば、米国居住者のヘッジファンドのマネージャーが、オフショアのヘッジファンドに役務を提供した場合、輸出免税になるか、また、そのマネージャーが取引のアルゴリズムを開発してオフショア・ヘッジファンドに売るかライセンスすれば、対価やロイヤリティは免税となるかという疑問、そして、もしそうなら、オフショア・ヘッジフ

ァンドは巨大なタックス・シェルターになるのではないかといった懸念が表明されています。

4 消費税改正と仕向地基準

4-1. 改正の概要と特徴

DBCFT では、以上のように、役務提供と IP 関連収益など、国境税調整が物理的にはできない場合の仕向地基準課税に、大きな問題のひとつがあることが明らかにされました。しかし、この問題は、消費税や付加価値税でも、ほぼ同様に生じると思われます。以下では、このような観点から、平成27年度の消費税改正における国境を越える役務の提供に係る課税の見直しを振り返りたいと思います³⁵。

この改正は、当時の税制調査会の資料などからも明らかのように³⁶、インターネット等を通じた国境を越える役務提供の急増が、日本国外の事業者を国内の事業者に対して有利に扱い、競争上の不公平が生じていたことなどを背景に、仕向地（消費者の居住地）を基準として課税権を分配する改正でした。ただし、国境を越える役務提供に係る見直しの対象は、①電気通信利用役務の提供と、②芸能・スポーツ等の役務の提供（「特定役務の提供」）という2つの領域に限定され、それ以外のもの、たとえば前述のファンド・マネージャーのようなケースは、改正の対象外に置かれました。ただし、改正の対象外とされた領域には、従来から仕向地基準であった領域が含まれ、一定の明確化も行われています（法4条3・4項と施行令6条2項の改正）。このような対象領域の限定は、27年度改正のひとつの特徴といえます。このことから、27年度改正は、今後必要になる役務提供に関するルール抜本的改正の前触れのようなものと位置づけられるのかもしれませんが、特に②の部分は、

³⁵ 岡村他前掲注18、第4章（酒井執筆部分）参照。

³⁶ 税制調査会 web サイト・第5回国際課税ディスカッショングループ（2014年6月26日）の資料を参照。

役務提供のごく一部であるが、相当の税額になると思われる芸能・スポーツ等の役務提供のみを対象としており、そのように感じられます。もうひとつの特徴は、インボイス制度がなく、したがって事業者登録制度もない状態で改正を行わねばならなかったことに由来するものです。このことから、B2BとB2Cを正確に区別することができないため、事業者向け取引と消費者向け取引（正確には事業者向け取引ではない取引）という近似的な区別を行い、リバースチャージのような課税方法が導入されました。

4-2. 内外判定基準

消費税の対象は、「国内において」（消法4条1項）行われた課税資産の譲渡等です。この判定を行う基準が、内外判定基準です。仕入税額控除の対象も、国内において行われた課税仕入れに限られますから（消法30条1項）、内外判定が必要になります。内外判定は、資産の譲渡および貸付けについては、その資産の所在地（消法4条3項1号）、役務の提供については、原則として役務提供が行われた場所により行われます（同項2号）。仕向地基準では、資産の譲渡等を受けた者の所在地となるはずですから、このような基準は、仕向地基準とは異なるものです。とりわけ資産の譲渡については、譲渡資産の所在地が原産地である可能性は高いと考えられます。さらに、役務の提供が行われた場所が明らかでない一定の役務の提供については、

役務の提供を行った者の役務の提供に係る事務所等の所在地によって判定されます（消法4条3項2号括弧書、消令6条2項6号）。この基準は、まさに原産地基準です。内外判定基準が原産地基準に傾斜するのは、課税権（申告をさせ、調査と課税処分を行う権限）と徴収権（強制徴収をする権限）の行使可能性が念頭に置かれるためと考えられます。

27年度改正では、電気通信利用役務の提供についての内外判定基準は、仕向地基準に忠実に、その役務の提供を受ける者の住所若しくは居所、本店若しくは主たる事務所の所在地とされました（消法4条3項3号）。また、特定役務の提供については、次に述べるリバースチャージの関係で、特定仕入れの内外判定が問題となりますが、やはり、役務の提供地による判定になります（消法4条3項2号・4項）。このような仕向地基準では、国外事業者（消法2条1項4号の2。所得税法上の非居住者と法人税法上の外国法人）に納税義務を課さねばならないからです。外国の主権下では実地調査などができず、この課税の執行は不完全とならざるを得ないことが容易に想像されます。

このように見ると、たとえば前述のファンド・マネージャーのようなケースや、外国の弁護士が日本に来て役務を提供するといった場合については、原則通り、役務提供地による判定になりますが、その具体的なあり方については、今後の検討が必要と考えられます。

4-3. 課税方法

表4 国境を越える役務提供に関する用語と課税関係

役務の提供をした 国外事業者 (国内の事務所 等での提供を含 む。)	電気通信利用役務の提供		特定役務の提供
	事業者向け以外	事業者向け	
			特定資産の譲渡等
		課税の対象（国内のみ）	
役務の提供を受 けた事業者(国 外事業者を含 む。)	未登録国外事業 者から	国外登録事業者 から	特定仕入れ(事業として)
			特定課税仕入れ(課税仕入れ該当)
	仕入税額控除不 可(当分の間)	仕入税額控除の 対象(国内のみ)	リバース・チャージ(国内のみ)

表4をご覧ください。前述のように、改正は、①電気通信利用役務の提供と、②特定役務の提供という2つの領域を対象としました。これら2つの領域に対する課税方法は、電気通信役務提供については、おそらく日本の事業者には登録制度がないことから、その取引の性質によって事業者向け取引とそれ以外（消費者向け）の取引に区別し、事業者向け以外については、国外事業者に納税義務を課することとされました。これは、消費税の原則通り（仕向地基準）ですが、国外事業者への執行の問題があります。つまり、国外事業者に納税義務を完全に履行させることはできないし、資産の場合のような物理的な国境税調整ができないわけです。したがって、国外事業者に任意的な協力を求めざるを得ないこととなり、そのためのインセンティブも必要になります。国外事業者が納税しない場合、相手方が消費者であれば、課税できないだけで済みますが、そして、それは改正前と同じですが、相手方が事業者で課税仕入れに該当する場合は、仕入税額控除がありますので、日本は二

重に税収を失うことになります。このため、国内でおこなわれた取引とされたにもかかわらず、事業者が提供を受けた場合にも、これを仕入税額控除の対象とすることは、「当分の間」認められないこととされました（平成27年改正法附則38条1項）。もっとも、一定の登録を受けた「登録国外事業者」から提供を受けた場合には、一定の請求書等の保存を要件に、仕入税額控除が認められています（平成27年改正法附則38条1項但書）。これは、国外事業者に登録、ひいては納税を促す一定のインセンティブになると考えられます。しかし、インボイスがあれば、このような制度は必要なかった（インボイス制度により登録が強制できる）と思われます。なお、税制調査会では、物品の場合と同様、輸入者たる個人に納税義務を課することができないか、そのために、たとえばクレジットカード情報を利用できるのではないかと、といった発言もありましたが、少なくともこの改正を検討した平成25-26年頃は、調査等が無理ではないかといわれました³⁷。ただし、役務提供が国内で行われ

³⁷ 税制調査会 web サイト・第2回国際課税ディスカッショングループ（2013年11月14日）の議事録22-23頁を参照。

たか否かの判断では、顧客のクレジットカード情報を用いることがあるとされています。なお、カード会社に対するカード情報の調査など、第三者の情報の調査については、比較的近い将来において、外国の例も参考にしつつ、制度の整備が進むことを期待したいと思います³⁸。

事業者向け電気通信役務提供は、特定役務の提供とともに、「課税特定仕入れ」としてリバースチャージの対象とされます。リバースチャージとは、資産の譲渡等を受けた事業者が納税義務を課すことをいいます。もともと、輸入取引では輸入をした者に納税義務が課されますから、リバース・チャージは、輸入課税の原則的な方法といっていいいでしょう。なお、一定の場合には、リバースチャージと仕入税額控除とを相殺する規定がおかれています（平成27年改正法附則42条、44条2項）。これは、DBCFTにおける輸入課税に似ています。

なお、前述のファンド・マネージャーのようなケースや、たとえば、外国の弁護士が日本に来て役務を提供するといった場合については、原則通り、役務提供地による判定になりますが、今後、リバースチャージの範囲（特定仕入れの範囲）をどの程度拡大するかが問題となるものと思われる。

5 おわりに

最後に、本日の検討から、学び取れるものをあげておきたいと思います。第1に、DBCFTは、冒頭でも述べたように、少なくとも表面的には、課税権分配として簡素で明解であり、移転価格税制やCFC税制、利子控除制限などの苦悩から解放される点でエレガントです。しかし、DBCFTにはDBCFTの租税回避があるこ

とも確かです。輸出入を挿入することにより、いつでも税の連鎖を断ち切ることができることを説明しましたが、租税回避ではこのことが利用されるでしょう。ちなみに、これは、インボイス制度があっても同じであり、DBCFTに止まらず、付加価値税の根本的な脆弱性であると思われる。

仕向地基準自体の問題点も列挙しておきます。

①国境税調整が困難または不可能な場合があります。これは、消費税について述べたとおりです。②仕向地（消費地）の決定が困難な場合があります。たとえば、外国の美容院で髪をカットしたら、どちらの国が仕向地国でしょうか。③すべての税収を仕向地国だけを得ることにについて、是非の議論がありえます。また、国家間で税源が大きく移動しますから、国際的にそう簡単な話ではないと思います。もっとも、米国の場合には、慢性的な輸入超過なので、輸入課税の部分から得られる税収をあてにして、税率の引き下げなどの大きな改革を実施しようとしたわけですね³⁹。米国では、輸入課税は、貿易赤字の改善や国内雇用の確保をもたらすのであれば、政治的にも反対することが困難なものでした。現在、米国の税制改革は停滞していますが、その理由は、税源が確保できないことにあります。

なお、DBCFTの問題点と思われるものは、かなりの程度、消費税や付加価値税にもあてはまります。とりわけ問題となるのは、国境税調整に基づく仕向地基準の実効性です。平成27年度改正は、ごく限られた範囲について、仕向地基準への転換を図りましたが、残された広い領域については、今後の課題となります。たとえば、国境を越えるB2C取引が事業者側の国で輸出免税を受けながら、消費者側の国で輸入課

³⁸ 税制調査会 web サイト・第10回税制調査会（2017年6月19日）の資料と議事録を参照。

³⁹ しかし、長期的な歳入確保はできないことを指摘する文献は多数あります。たとえば、David Kamin & Brad Setser, House Plan's Bad Math: Revenue From a Border Adjustment, 155 Tax Notes 105（2017）



税を受けない場合、国際的二重非課税が生じます。これは、かなりの規模で生じているのかもしれない。もしそうであれば、BEPSのように国際協力による対応が必要です。ちなみに、日本がこの種の二重非課税に対して「当面の間」として対応したのは、27年度改正により国外取引から国内取引とされたB2B取引で、国外事業者が役務を提供するものです。

第2に、仕向地基準的な考え方を、所得課税に部分的に導入することも考えられます。具体的には、販売要素だけによる定式配分（formula apportionment）（ユニタリー課税方式）について、検討してもよいと思われます⁴⁰。

第3に、一般には税源分配と課税ベースの分

配とは同義と考えられていますが、執行面からは、別に考える余地もあります。たとえば、輸出を免税にせずに同じように課税をするが、その税収は仕向地国に支払う、仕向地国は輸入課税をせず、仕入税額控除を認めるといったことができれば、もちろんインボイス制度の下においてですが、このようなことができれば、輸出入による税の連鎖の切断は防止できます。本日は説明できませんでしたが、EUのMOSS(Mini One Stop Shop)制度でも、消費者向け電子役務提供について、納税地と税収を得る国とを別にすることが行われています⁴¹。

第4に、仕向地基準のようなある基準なり原理なりの「正しさ」を、どのように評価するは、

⁴⁰ Bill Parks, Sales Factor Apportionment: A Fair Path to Corporate Tax Reform, 155 Tax Notes 1169 (2017) 参照。

⁴¹ 岡村他前掲注18, 257頁。

かなり根本的な問題ですが、DBCFTにおける国境税調整は、経済的歪曲（中立性）の観点から、マクロ経済学に基づく検討が行われ、租税の転嫁が考慮されたものであったことを指摘しておきます。

最後に、これも「正しさ」に関係しますが、消費課税だから仕向地基準、あるいは、所得税だから所得創生地基準といった考え方には、限界があるように感じられます。経済活動に対する中立性の観点からは、消費課税と所得課税（消費税と法人税・所得税）の関係に、もっとダイナミックな検討が必要ではないかと思われます。DBCFTをWTO協定に沿わせるには、給与の控除の部分を分離すればよい（たとえば賃金税の減税や給付措置で代える）という主張を紹介しましたが、ほとんどの国が実施している消費税・付加価値税と法人税・所得税、そして被用者への給付は、ミックスして考えると、企業段

階で支払給与の一定の部分が控除され、それが個人の段階で累進課税される租税であったといえます。そうすると、DBCFTをめぐる輸出補助金の議論は、このようなタックス・ミックスという観点を通じて、多くの国の租税制度にも及ぼすことができそうです。租税の経済的効果は、その形式や名称ではなく、実質によって決まると考えられますから、個々の租税だけではなく、少なくとも消費税、法人税、所得税を一体視した場合の検討が必要となるでしょう。この検討は、いわゆるグローバル化の中ですます必要となるものと思われますが、その中で、法学者は、税制全体が、貿易収支や為替レート、国民貯蓄に与える様々な影響を考慮しながら、制度の不完全性や脆弱性と、その治癒可能性を指摘することになるでしょう。

以上で、報告を終わります。

資料

仕向地基準課税再考

岡村 忠生（京都大学）

1 はじめに

仕向地基準または仕向地主義(destination principle)に基づく課税
資産や役務が送り出された目的地のある国または地域に課税権
日本の消費税や EU などの付加価値税において、一般に採用

仕向地基準キャッシュ・フロー税
(destination-based cash flow tax, DBCFT)
変形された法人税
移転価格税制や CFC 税制、過大利子税制など、法人税が苦悩して
いる問題を解消しようとした。

価値創造が行われた国または地域への税源配分の困難さ
仕向地基準では、課税権の全部を仕向地国に機械的に分配
課税権分配ルールの顕著な明確化、簡素化につながるか？

2 仕向地基準課税

2-1 設例と効果

表 1 付加価値税と国境税調整

事業者	売上	仕入れ	所得型 VAT 課税ベース	国境 税調整	純課税 ベース
農業者	50	25	25	25	50
製造業者	80	50	30	0	30
販売業者：					
国内販売	100	80	20	0	20
輸出	100	80	20	-100	-80

表 2 DBCFT と国境税調整

事業者	売上	支払 給与	仕入れ	DBCFT 課税ベース	国境 税調整	純課税 ベース
農業者	50	5	25	20	25	45
製造業者	80	15	50	15	0	15
販売業者：						
国内販売	100	10	80	10	0	10
輸出	100	10	80	10	-100	-90

2-2 仕向地基準の正しさ

2-2-1 消費課税と税負担の転嫁

消費（消費者）に対する課税だから、仕向地基準は正しい（歪曲がない）。
消費地国の税率が10%であれば、生産地国の税率が20%であっても5%であっても、消費者の税負担は10%。

税負担は全て消費者が負担しているという前提

しかし、物品に対する課税は、需要と供給の弾力性に依じて、消費者と生産者が負担する。

税負担の転嫁（法律上の納税義務者以外の者が税を負担）が生じる。

転嫁が生じることを前提とすると、仕向地基準課税は、輸入関税と輸出補助金とが組み合わされたものになる。

2-2-2 国境税調整の中立性と為替レートの変化

輸入課税と輸出免税が対称的に行われているのであれば、両者は打ち消し合い、経済的な歪曲は生じず、国内産業保護にはならない。

輸出補助金

国内の輸出業者は国際競争上有利

国外からの需要が増加

為替レートが変化して輸入国で値上がり、需給はバランス

ただし、為替レートの変化は、輸出補助金による輸出価格の低下を、部分的にしか打ち消すことができない。

ドル高により輸入品の価格が下がり、需要が増加してドル安の方向に作用するから。

輸出補助金は、単独で導入されれば、輸出を増加させる。

輸出が増加すれば、貯蓄その他条件が変化しない限り、輸入も増加する。

輸入課税（関税）

輸入品の価格上昇、需要後退

為替レートが変化して値下がりし、需給はバランス

ただし、この為替レート変化も、輸入課税による価格上昇を部分的にしか打ち消すことはできない。

ドル高により輸出が減少して貿易収支が悪化し、ドル高の方向にブレーキが掛かるから。

輸入課税は、単独で導入されれば、輸入を減少させる。

輸入が減少すれば、貯蓄その他条件が変化しない限り、輸出も減少する。

輸出補助金と輸入課税を同率で同時に導入する（国境税調整を行う）と、輸出促進と輸入削減の両方の作用が生じ、それぞれがドル高に働くので、輸出の増加も輸入の削減も起こらず、貿易収支は動かない。

この結論が有効に成り立つための条件

輸出補助の補助率と輸入課税の税率が等しい

実効税率で等しくできるか？

全ての国際取引に対して国境税調整

役務提供などで問題

為替レート調整の時間

貯蓄誘導政策がとられると、輸入への需要が減少し、貿易黒字に動く。

貿易収支が均衡していなければ、国境税調整から歳入・歳出が生じる。

Desai と Hines による実証研究

2-2-3 実質的な為替レートと価格水準、通貨供給

共通通貨やベッグ制ではどうか。

為替レートの内容

名目的レートと価格水準(price level)の複合

設例

国境税調整導入前、アウディとプジョーが、ドイツにおいてもフランスにおいても 100 で販売されている（最適な状態）。

フランスが、20%の輸入関税を導入

フランスにいるアウディの購入者は、ドイツの購入者よりも、20%多く支払わねばならない。

一般に、輸入課税は、その国の物価を引き上げる。

フランスが 20%の輸出補助金を導入

フランスにいるプジョー輸出業者は、ドイツの顧客が支払うより 20%大きい対価を得るので、ドイツに販売する価格を引き下げることができる。

一般に、輸出補助金は、相手国の価格を引き下げる。

輸入課税と輸出補助金のどちらもが、フランスでの価格を、ドイツでの価格に対して、相対的に引き上げる方向に働く。

この価格変化は、国境税調整導入前の最適な状態が回復されるところまで進む。フランスでもドイツでも、アウディとプジョーの価格は同じになる。

国境税調整を導入した国の物価は、同一通貨を使う国との関係で、輸入課税と輸出補助金の率の分、上昇する。

もっとも、物価が上昇するためには、それだけの通貨が必要。

EU では、通貨統合が行われたが、VAT は不統一。

ペッグ制でも同じ。

ただし、ペッグ制は、国内生産品保護のためである場合が多い。
中央銀行が為替レートを変更する可能性。

ドルについても、連邦準備銀行が通貨供給量を増加されれば、価格水準が上昇し、名目的な為替レートは変化しなくなる。

米国がインフレになれば、ドル高にはならない。

通貨供給量の決定には、事実上の制約

賃金の名目水準は下方硬直的

付加価値税の一部は企業に転嫁されるので、企業利益は減少。

企業は、その回復のために賃金を引き下げようとする。

名目賃金低下を防止するため、中央銀行は通貨供給量を増やす。

2-2-4 法人税への適用

国境税調整の効果に関する以上の議論は、法人税でも成り立つ。

WTO は、国境税調整の対象を消費課税に限定。

3 仕向地基準キャッシュ・フロー税

3-1 租税の仕組み

法人税を消費税の方向に、3点で変形したもの

① キャッシュ・フロー基準

資産や負債の概念はない。

支払給与は控除・・・給与部分を人税化

② 利子や金融資産の取扱い

③ 仕向地基準による国際課税

3-2 国境税調整

法律上の課税権を仕向地国のみに与える。

ひとつの国だけが課税権を持つという考え方を徹底
所得レベルで計算

3-3 損失の売買と資産の所在地

輸出による損失の扱い・・・還付はない。

損失が売買される可能性（輸出に係る大きな租税利益）

輸出入により、税の連鎖を切断できる（付加価値税でも同じ）。
中間法人を挟んで、税の連鎖を切断して損失を売買する。

例

A社からB社に商品を販売するが、中間に外国法人C社を介在させる。
A社では非課税、B社では控除不可

A社が黒字法人、B社が赤字法人（損失(NOL)を抱えた法人）であれば、
A社は輸出から生じる損失により黒字を打ち消し、B社は輸入から生じる非控除を損失で打ち消す（損失があるので、輸入の控除不可は構わない）。

取引対象資産の所在地国とキャッシュ・フローの生じる国を変える。

キャッシュ・フローによって輸出や輸入を判定するのであれば、
国外で生産した資産を「輸出」して損失を得ることや、外国法人の
所有する国内所在資産を「輸入」することができる。

EUの資産の物理的所在地判定(place of supply rule)

DBCFTにおいて、損失の売買を防止することは妥当か？

輸入での問題

輸入者が輸入商品を販売したとき、非常に重い税負担

執行の確保が重要

たとえば、外国法人の米国支店が商品を米国に持ち込み、米国で
販売する場合、いつ課税できるか。

無形資産では、所在地の特定が困難

国内開発無形資産の輸出

米国で控除かつ免税・・・所得課税では問題視されてきた。

消費者向け販売・・・消費者には、輸入か否かの判断が困難

3-4 WTO 協定との関係

「補助金および相殺措置に関する協定」(Agreement on Subsidies and Countervailing Measures, SCM)の付属文書(Annex) I パラグラフ(e)

「商工業を営む企業が支払う又は支払うべき直接税又は社会保障負担金につき、輸出に関連させてその額の全部又は一部の免除、軽減又は繰延べを認めること。」

「直接税」とは、賃金、利潤、利子、賃貸料、ロイヤルティその他の所得に対して課される税及び不動産の所有に対して課される税をいう。」

「間接税」とは、売上税、個別消費税、取引高税、付加価値税、フランチャイズ税、印紙税、流通税、事業資産税、国境税その他の税であって直接税及び輸入課徴金以外のものをいう。」

支払給与の控除が問題

付加価値の 2/3 を占めるといわれる。

DBCFT と給与所得税（賃金税）を一体として、実質的な付加価値税であると主張

実質論・・・輸出補助の経済的効果があるか。

見解 1

支払給与が損金算入されている分だけ、輸出補助金が輸入課税の負担よりも大きな金額になる。

表 3 支払給与の控除と輸出補助金

事業者	売上	支払給与	仕入れ	利益	国境税調整	課税ベース
ぶどう栽培農家	40 (42)	30	0	10	0	10
ワイン製造販売業者：						
国内販売	102 (105)	45	42	15	0	15
輸出	100	45	40	15	-100	-85

見解 2

支払給与の控除は、賃金税の減免と同じ。

賃金税の減税は、国内生産コストを引き下げ、生産と雇用を促進するが、これは、国内生産への減税の全てに共通する効果。

国内生産の優遇措置は、付加価値税の下でも、輸出促進に作用。

3-5 租税条約との関係

DBCFT が条約の対象であれば、3 つの問題

- i) 輸入課税が恒久的施設(PE)を経ずに行われた場合、事業利益に対して「PE なければ課税なし」を規定するモデル条約 7 条と抵触。
- ii) ロイヤリティ等の国外への支払いは輸入であり、控除できないはず。ところが、モデル条約は、その受益的所有者の居住地国のみが課税できると規定。
- iii) 輸出を行う国内企業を、輸入を行う外国企業よりも有利に扱うこととなり、無差別条項に反する可能性。

貿易相手国の対応

外国税額控除の不適用

CFC 税制の適用

3-6 その他の問題

インバージョンは、防止できないのではないか。

インバージョンの原因

タックスヘイブンの存在と囚われた(trapped)資金

テリトリアル・システムが採用される前提で、資金や事業を税率ゼロの国において、非課税で米国に適宜、送金した方が有利。

輸出免税を利用したスキーム

1. 米国の製薬会社が、国内で開発費用の控除を受けながら IP を開発し、アイルランドの子会社に輸出する。対価は可能な限り高くする。アイルランド子会社が薬品を製造して利益を得ると、テリトリアル・システムの下、米国親会社は非課税で受け取る。
2. アイルランドの親会社が米国子会社を保有する場合には、アイルランド親会社は借入れにより資金を調達し、米国子会社から IP を取得する。米国子会社は、費用控除を受けながら、さらに IP を開発し、親会社に輸出する。
3. アイルランド親会社が米国子会社から取得した IP を、米国子会社に現物出資する。
4. 米国居住者のヘッジファンド・マネージャーが、オフショアのヘッジファンドに役務を提供する。または、取引のアルゴリズムを開発してオフショア・ヘッジファンド販売するかライセンスする。

4 消費税改正と仕向地基準

4-1 改正の概要と特徴

平成 27 年度改正における国境を越える役務の提供に係る課税の見直し
仕向地（消費者の居住地）を基準として課税権を分配する改正
インターネット等を通じた国境を越える役務提供の急増が、日本
国外の事業者を国内の事業者に対して有利に扱い、競争上の不公
平が生じていた。

特徴

対象は限定

- ①電気通信利用役務の提供
- ②芸能・スポーツ等の役務の提供

インボイス制度と事業者登録制度の不存在

B2B と B2C の区別ができない。

「事業者向け」と「事業者向け以外」で近似的区別

4-2 内外判定基準

役務の提供については、原則として役務提供が行われた場所
資産の譲渡等を受けた者の所在地とは規定されていない。

役務の提供が行われた場所が明らかでない一定の役務の提供
役務の提供を行った者の役務の提供に係る事務所等の所在地
原産地主義に傾斜
課税権と徴収権の行使可能性

電気通信利用役務の提供については、仕向地主義に忠実に改正

4-3 課税方法

電気通信利用役務の提供

事業者向け以外（消費者向け）

国外事業者に納税義務

提供を受けた事業者は、仕入税額控除原則不可

ただし、登録国外事業者からであれば可能

事業者向け

「課税特定仕入れ」としてリバースチャージの対象

特定役務の提供

「課税特定仕入れ」としてリバースチャージの対象

表 4 国境を越える役務提供に関する用語と課税関係

役務の提供 をした国外事 業者（国内の 事務所等での 提供を含 む。）	電気通信利用役務の提供		特定役務の提供
	事業者向け以外		事業者向け
			特定資産の譲渡等
	課税の対象（国内のみ）		課税の対象ではない行為
役務の提供 を受けた事業 者（国外事業 者を含む。）	未登録国外事業者か ら	国外登録事業者か ら	特定仕入れ（事業として） 特定課税仕入れ（課税仕入れ該 当）
	仕入税額控除不可 （当分の間）	仕入税額控除の対 象（国内のみ）	リバース・チャージ （国内のみ）

その他の役務提供

役務の提供地

その意味について、検討を進める必要

5 おわりに

DBCFT のエレガントさ

課税権分配基準は簡素で明解

移転価格税制や CFC 税制、利子控除制限などの苦悩から解放

DBCFT における租税回避（税の連鎖の切断など）・・・消費税でも問題

仕向地基準の問題

- ① 国境税調整の不可能
- ② 仕向地決定の困難
- ③ 全ての税収は仕向地国に

国際課税における（部分的）利用

売上高による定式分配

課税ベースと税収の国際分配

MOSS(Mini One Stop Shop)・・・税収を他国に移転

仕向地基準（のような基準や原理）の「正しさ」

経済的歪曲（中立性）の観点

転嫁の考慮

「消費税→消費者が負担→仕向地基準」は正しいか？

消費課税と所得課税の関係

新たなタックス・ミックスの考え方

消費税・付加価値税

法人税・所得税

被用者への給付

3つをミックスすると、給与が、企業で控除され、被用者で累進課税される租税

消費税、法人税、所得税を一体視した検討が必要

国際課税を巡る現状と課題

—BEPS プロジェクト等からの
多面的な取組と展望—



●参加者（五十音順）

早稲田大学大学院会計研究科教授
東レ株式会社税務室長 租研理事
財務省主税局国際租税総合調整官
一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授

青山 慶二
栗原 正明
細田 修一
吉村 政穂

司会 日本租税研究協会参与・財務省財務
総合政策研究所顧問

渡辺 裕泰

討論中に言及されている資料は、巻末「資料編73頁～103頁」に掲載されています。

はじめに

(渡辺) 皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。それではパネルディスカッション「BEPS プロジェクト等の国際的な取組み及びわが国の対応」を始めさせていただきます。パネリストは、ただ今ご紹介いただきました4人の方々でございます。それぞれ組織に属しておられますが、本日は、その組織の意見というよりは、個人としての資格で個人としての意見を言っていただくようお願いしていますので、ご発言は個人としての発言ということで受け止めていただければと存じます。従いまして、ここではパネリストの方のお名前を、肩書なしの何とかさんということで呼ばさせていただきますので、その点もよろしくお願い申し上げます。

この研究大会のパネルディスカッションでBEPSを取り上げますのは、3回連続になっています。BEPSを3回も連続でいささか飽きも来ているという方もいらっしゃるかもしれませんが、まだまだBEPSは猛スピードで進んでいます。また、課税に相当の影響が出てくるものでございますので、一番最近のところでどこまで進んでいるのか、またこれからどう進むそうか、それからどうなってほしいとみんなで考えるかというようなことを議論してみたいと存じます。

本日のパネルディスカッションは、全体として2部構成になっています。第1部は、BEPSプロジェクトに関するこれまでの取組みでございます。第2部は、BEPS合意に関する今後の展望ということで、これまでと今後ということで1部、2部を分けてございます。それぞれの部につきまして、最初に細田さんからご説明いただきまして、その後青山さん、吉村さん、栗原さんから順次ご意見、ご質問を頂戴して、さらに細田さんからお三方のご質問ご意見等にお答えいただくという順番で進めさせていただきますと思っています。



それでは、細田さん、よろしくお願いいたします。

I. BEPS プロジェクト・税の透明性に関するこれまでの取組み

(細田) 細田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、私の方からお手元にある資料に従いまして、まずBEPSプロジェクトに関するこれまでの取組みということでお話しさせていただければと思います。国際課税資料3をおめくりいただければと思います。

1. BEPS プロジェクト

〔「BEPS プロジェクト」について〕(国際課税資料3)

BEPS プロジェクト、税源浸食と利益移転プロジェクトということで、もう何度かこの租研の大会ではご説明させていただきましたが、今のBEPSプロジェクトの概要を簡単におさらいさせていただければと思います。

BEPS プロジェクトは、もともとは多国籍企業が特にグローバルに展開し、また、その取引の中身も電子商取引などの新しいビジネスモデルが多くなっていく中で、実際の企業の活動と国際税制のルールの間になずれが生じていたのではないかと、行き過ぎた租税回避を



抑制する、また企業間の公平な競争条件を確保するという観点から、この国際税制のルールを見直していこうという国際的な取り組みでありました。2012年にBEPSの議論が始まりまして、特にG20のメンバーに支持を頂いて、2015年には最終報告書が公表され、それに基づいて今度はこちらを実施に移していくためのBEPS包摂的枠組み（Inclusive Framework）というものが2016年に立ち上がり、今は実施のフェーズに入っているという状況になっているところです。

このBEPSプロジェクトの特徴的なものを何点か挙げますと、1つ目は、税制というのは国の主権に関わる問題ですが、それに関わらず、国際的な協調が進められているという点です。また2つ目には、今までの国際税制のルールというのはOECDを中心に議論されていましたが、それに加えてG20のメンバー、また実施フェーズにおいてはより多くの途上国が参加したということで、非常に広がりを持った活動になっているということです。3つ目に、日本も積極的にその議論に参加していったという点で、非常に特徴的ではなかったかなと思っています。

このBEPSプロジェクトの中身は大きく3つあると思っています。1つ目は、緑の丸のところですが、一番大きなものとしては、グローバル企業は価値が創造されるところで税金を払うべきという大きな原則の下で、国際課税の考

え方を見直していこうという実質性を担保するための取り組みです。ただ、実質性を担保するためには各国政府またはグローバル企業がどのように活動しているのかをしっかりと把握していかなければいけません。そういう意味で2つ目として、各国間の情報共有、また情報交換といった制度を向上させていこうという透明性向上の取り組みです。そして3つ目に、青の丸にありますが、そういう形でいろいろな取り組みを行っていきますと新たな措置も入り、また、先進国だけでなく途上国も入った取り組みになります。そうすると、企業にとっての制度の不確実性も増すのではないかということで、それに対してどのように対応し、予見性をいかに高めていくのか、こういった取り組みも併せて行っていくべきという、この3つの柱でBEPSプロジェクトを進めているということです。

〔BEPSプロジェクトの今後〕(国際課税資料4)

現在は実施フェーズということで、どのような活動が行われているかが国際課税資料4です。後ほど15の行動については簡単にご説明させていただきますが、15の行動を実施するために、各国において国内法の改正、またOECDにおいてはモデル租税条約、移転価格ガイドラインを改正していきます。そして、その実施状況をモニタリングしていくということが1つ目です。それから、後ほどご紹介しますが、例えば移転価格の問題ですとかまだ残された問題がございますので、議論を続けていくということが2つ目です。

3つ目は、新興国・途上国にもできるだけこの取り組みに参加していただくということです。Inclusive Frameworkは、2016年の6月に始まったときには46カ国でスタートしましたが、今では参加国・地域が102カ国まで増えています。新興国・途上国の方々にも対等な立場で参加していただき、このBEPSの考え方を広めていこうとしています。もちろん、各国状況が違いますので、BEPS合意全てを講じるというの

はなかなか大変です。そこで、日本を含めた各国で途上国に対する支援なども併せて行っています。その全体の実施フェーズの進捗状況をモニタリングする、管理するという意味で、この右端に書いてあるように、Inclusive Framework on BEPS という会議体を作り、定期的に会合を開き、BEPS の実施状況をフォローしていく、議論していくということになっています。

〔BEPS 実施フェーズ (Inclusive Framework on BEPS) 参加国・地域 (2016. 7～)〕(国際課税資料5)

国際課税資料5を見ていただきますと、今の正式なメンバー国・地域102カ国がリストになっています。これを見ていただきますと、OECD の加盟国や G20 のメンバーだけでなく、途上国、いわゆるタックス・ヘイブンと言われるような国も含めて、広く参加していただいている状況になっています。

〔「BEPS プロジェクト」最終報告書の概要〕(国際課税資料6)

この BEPS プロジェクト、15 の行動ということで申し上げましたが、国際課税資料6にその中身を簡単にまとめています。行動1～15までが並んでいますが、この緑のところが払うべきところで税金を支払うべきという実質性の観点、赤いところが透明性の観点、青色で書いているところは、企業の不確実性の排除、予見可能性を高める観点です。この3つの観点で区分けしています。

これを見ていただきますと、青枠で囲んであるものがあります。行動1電子経済、行動2ハイブリッド・ミスマッチ等々ありますが、これらについてはこれまでの税制改正などで対応をある程度してきたものということです。そして黄色い線と点線で書いたものがあります。これは、また後ほど申し上げますが、BEPS を防止するための多数国間条約を結ぶことで対応していこうというものです。そして、茶色で囲んで

あるものは、今後制度改正の可否を含め検討していく必要があるだろうということを示しているものです。

まず第1部では青い枠で囲んであるものについて幾つかご紹介し、第2部ではこの茶色、又は黄色で囲んだものについてお話しさせていただこうと思います。

〔BEPS プロジェクトの概要と進捗状況〕(国際課税資料7)

これまでの BEPS 行動1～行動15までの概要、それから OECD、またわが国においてどのような対応をしてきたかというのを一覽でまとめたものですので、参考までにしていただければと思います。

2. 【行動3】外国子会社合算税制の見直し

〔外国子会社合算税制の強化：平成29年度税制改正〕(国際課税資料8)

それでは、国際課税資料8以降でこれまでにやってきた対応ということで、幾つかご紹介させていただきたいと思います。

まず国際課税資料8のところで外国子会社合算税制です。これは昨年の税制改正で議論させていただきまして、来年4月以降の課税年度から始まる制度ということで法改正を行ったものです。

この制度の考え方、特に BEPS で議論になった考え方ですが、外国子会社を合算する際には、この真ん中の3つ目の○のところに書いていますが、実質的な経済活動を伴わないものは基本的には親会社の利益とし、海外で実質的な活動をしているものについては、海外で課税されてしかるべきだろうということです。そのような所得の中身を見る形で見直すべきではないかという指摘を頂いたところでした。

〔見直しの方向性〕(国際課税資料9)

それを踏まえまして、国際課税資料9です。日本の外国子会社合算税制を改正させていただ

いたということです。

左側の改正前の制度ですが、これまでの外国子会社合算税制につきましては、外国の子会社の外形、会社の租税負担割合が20%未満であれば、すべからく外国子会社の所得は親会社に合算すべきだろうという形で制度が組まれていました。その結果何が起っていたかという点、この右上の赤枠で囲んであるように、本来は所得として把握すべきようなものであっても把握できていない、又はこの左下の赤枠にありますように、本来は実体的な活動をしているにも関わらず子会社の所得が親会社に合算されてしまうという問題がありました。

それを、今回の改正におきましては、まず一番右端の柱のところですが、一見して明らかに受動的な所得しか得ていない、ペーパーカンパニーのようなものについては、広く合算していきましょうということです。その上で、本来の事業を行っているような会社については、事務負担に配慮して、その外国子会社の租税負担割合が20%以上の場合には能動的所得・受動的所得というのは考慮しなくてよい、外国子会社合算税制のことを心配しなくてもいいという形で免除することにして、外国子会社の租税負担割合が20%未満の場合のみ能動的所得・受動的所得を分けて、受動的所得のみについてこれを合算するという形としたわけです。

〔見直しの主なポイント①〕(国際課税資料10)

国際課税資料10以降でももう少し詳しく見ていきます。国際課税資料10を見ていただきますと、今申し上げましたように、この真ん中の左側のところにトリガー税率の廃止とありますが、改正前の制度ですとこの入り口のところで外国子会社の租税負担割合が20%以上であるかどうかというのを見て外国子会社合算税制を適用するかしないかというのが定められていたわけですが、そこで見るのではなくて、まずは中身で見ましょうということで、例えば一番下の②のところにありますように、ペーパーカンパニーで

すとか事実上のキャッシュボックスですとか、もしくはブラックリスト国に所在する外国子会社、このようなものについては、基本的に合算するという点です。後の残りのところは事業の活動内容を見て、事業が経済活動基準のいずれかを満たさないということであれば、会社単位で合算税制が適用される可能性が出てきますし、経済活動基準を全部満たすということであれば、所得の中身を見て受動的所得のみが合算されるという大きな流れになっているということです。

〔見直しの主なポイント②〕(国際課税資料11)

国際課税資料11です。特にペーパーカンパニーですとか事実上のキャッシュボックスというようなものに着目したということが1つの大きな改正の中身です。

〔見直しの主なポイント③〕(国際課税資料12)

国際課税資料12の表の一番上、④のところを見ていただきますと、これまで関連会社と判断するときに資本関係だけを見ていましたが、実質的な支配関係があるかないかというのを見るようにしたという改正ですとか、⑤のところですが、実体のある事業を行っている会社、例えばこれまで事業基準を満たさなかった航空機リース会社、製造子会社のうち来料加工などを行っているような会社、こういった会社についても合算課税が適用されないよう手当てをしたところでは。

また、⑥の非関連者基準のところ、第三者が介在することによって実質的に関連者となっているような取引については、外国子会社合算税制の対象となるような改正も行っているところでは。

〔見直しの主なポイント④〕(国際課税資料13)

そして国際課税資料13で受動的所得について中身を整理させていただくとともに、少額の免除基準も1,000万円以下だったものを2,000万円

以下に引き上げ、事務負担にも配慮してその適用範囲を限定したということです。

〔見直しの主なポイント⑤〕(国際課税資料14)

様々な配慮につきましては、国際課税資料14に一覧でまとめています。申し上げましたように、実際に事業活動を行っている企業に支障がないような配慮や事務負担への配慮も行いながらいろいろな措置を組み合わせ、今回の外国子会社合算税制の改正を行ったということです。これから実際に適用が始まりますので、ご協力いただければと思います。

3. 【行動13】移転価格税制に係る文書化制度

〔移転価格税制に係る文書化制度の整備：平成28年度税制改正〕(国際課税資料15)

国際課税資料15以降は行動13の関係で、28年度税制改正で行った移転価格税制に関する文書化制度についてお話しさせていただきたいと思っています。これは、まさに皆様、今、国別報告事項の準備などをしていただいているところではないかと思います。これは、多国籍企業グループの課税を適正に行っていくためには、国外関連取引の情報だけではなくて、多国籍企業が各国でどのように取引をしているのかというグローバルな情報も必要であり、各国間の情報共有をより高めるべきではないかという議論を背景として、このような制度ができたということです。

具体的には、大きく分けて3つ、ローカルファイル、国別報告書、マスターファイルというものがあります。まず、ローカルファイルは、国外関連取引における独立企業間価格を算定するための詳細な情報であり、これまでも作成いただいていたかと思いますが、義務ではありませんでした。改正により、一定の条件を満たした場合、確定申告書の提出期限までに作成し、保存しなければならないこととされました。また、国別報告書は、多国籍企業グループの構成

会社等の事業が行われる国又は地域ごとの収入金額や納付税額といった情報であり、各国共通の様式に基づいて提供していただきます。また、マスターファイルは、その多国籍企業グループ全体の概要に関する情報となります。国別報告書については、税務当局に提供していただいた後に、税務当局の間でその情報を交換するという制度にしたわけです。

〔(参考) 行動13多国籍企業の企業情報の文書化〕(国際課税資料16)

国際課税資料16を見ていただきますと、新しくできた国別報告書のガイドラインの概要についてまとめてあります。この国別報告書の提出方法について、いろいろと議論があったところですが、この4.のところ以降ですが、基本的には対象企業グループの親会社が所在する国の当局、例えば日本であれば日本の当局に提出した上で、租税条約等に基づいて外国の当局と交換が行われることが原則になっています。

そのような租税条約に基づいて情報の交換を行うための当局間合意がないという場合のみに限って子会社方式が容認されていますので、現地の子会社から現地の当局にその資料が提出されるというようなことは限定的な状況になっています。この国別報告書を、共通の様式に基づいて情報交換するわけですが、それで今、まさにその資料の作成などをお願いしているところではないかと思います。国税庁においても、ホームページなどでQ&Aなども作っていますし、また各国税局などでもお問い合わせを受けていますので、ご不明な点等があればそういうものを参照しながら作成をお願いできればと思っています。

〔(参考) 行動13多国籍企業の企業情報の文書化〕(国際課税資料17-19)

国際課税資料17、国際課税資料18、国際課税資料19は、今申し上げたスキームを簡単にご説明しているところですので、省略させていただきます。

きます。

4. 【行動1】電子経済の課税上の課題への対処

〔平成27年度税制改正〕（国際課税資料20）

この電子経済に対する課税の問題ですが、これは、電子経済が広がっていくに従って、現行の国際課税ルールでは対応できないものがあるのではないかということです。これは、消費税、付加価値税（VAT）の世界でもそうですし、また直接税、利益に対する課税という点でもどのように対応していくのかということもこれはBEPSの中で議論されたわけです。

行動1の結論としましては、まず利益に対する課税につきましては、今の段階では電子経済に特有のBEPS、回避行為というのは存在しないということなので、現行のいろいろなBEPS対応措置を行っていけば対応できるのではないかと、という結論になったということです。

一方で、付加価値税については、国境を越えて提供されるサービスについては、制度改正が必要ではないか、特に顧客が所在する国を課税地とするということが原則ではないか、例えばB to B取引については、リバースチャージ方式ということでサービスを受けた顧客が申告するような制度を入れるべきではないかということです。B to Cの取引も、消費者に対する取引という観点からは、国外の事業者が事業者登録を行うようなことをして消費税を納税すべきではないかということが勧告されたわけです。

〔国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し（平成27年度税制改正）〕（国際課税資料21）

このような仕向地主義に基づく考え方を受けて、日本でも法改正を行っていきまして、国際課税資料21のところですが、実際に消費税を納税するのは消費されたところであるということで、27年度税制改正で法改正が行なわれました。

それから、後ほど出てまいります、この電

子経済というのはその内容自体がいろいろと変わってまいりますので、それに対する議論が引き続き必要なのではないかとということで、OECDにおいては特に利益に対する課税をどのようにしていくべきかという議論はまだ続いているというような状況です。

今まで申し上げたのが、BEPS関係で最近行われた改正の内容です。

5. 税の情報交換

〔国際的課税逃れ対策（BEPS・税の情報交換）及び実質的所有者情報の透明性向上に関する流れ〕（国際課税資料22）

国際課税資料22を見ていただきまして、国際的にそのBEPSをどういう流れ、どういう議論が取り囲んでいるかというのをご説明させていただきますと思います。

一番左側のところ、BEPSですが、申し上げましたように、BEPSは実施のフェーズに入っています。一方で、その真ん中のところですが、そういうBEPSの取組みを補完する意味で税の透明性、もしくは情報交換を強化していくべきではないかというのは、G20、G7の会議などでも指摘されているところです。特にパナマ文書などの出来事以降、そのような意見が非常に強まったということで、G20などで議論が進められています。

さらに、それだけではなくて、その透明性を議論する際には、例えば法人などの実質的な所有者ということまで遡って情報交換などを進めていくべきではないかというような議論も欧州などを中心に出ていて、G20でも議論が始まっているところです。

〔税務当局間の情報交換〕（国際課税資料23）

次の資料以降では、特に税の情報交換の関連について、今現状どうなっているのかということをお話しさせていただければと思います。国際課税資料23は情報交換ということで、基本的なトラディショナルな情報交換という意味で

は、1もしくは2にありますように、税務当局が要請に基づいて外国当局にお願いして「これこれこういう情報をください」ということで情報を提供してもらう、もしくは、調査の過程等で見つけた、外国当局にとって有益な情報を外国当局に提供します、こういうのが中心だったわけですが、最近の流れとしましては、3つ目にありますように、定期的に大量の情報を一括に交換していくというようなことをどんどん進めていったらいいのではないかなということになっています。

〔グローバル・フォーラムについて〕（国際課税資料24）

特にその情報交換というのは、国際課税資料24ですが、グローバル・フォーラムという枠組みがありまして、これは先進国だけではなくて途上国も含めた146の国・地域が参加しています、前身となる組織はいわゆるタックス・ヘイブンなどを特定するために作られましたが、現在はこの情報交換の促進、また各国が情報交換をちゃんとやっているのかというのを相互に審査することをやっています。これは、先進国・途上国に限らず、日本も含めてこのような審査を受けていますし、今までは要請に基づく情報交換の審査を行っていたわけですが、それだけではなくて、今、足元で始まっている自動的な情報交換についても審査をこれから行っていくということになっています。

〔自動的情報交換を巡る国際的取組みの経緯〕（国際課税資料25）

自動的情報交換ということで、具体的に、では何をやっているのかということですが、特に金融口座情報についての情報交換が始まっています。もともとはアメリカが外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）ということで米国市民が国外に保有する金融口座の情報交換を求めるようになったわけですが、特にそれ以降、各国で共通のフォーマット（共通報告基準）に

基づいて金融口座の情報交換をしていくべきではないかという流れが盛り上がりまして、足元では2017年又は2018年までにこの自動的情報交換を開始するということが国際的な流れとなっているということです。

そのため、日本においても、これは27年度の税制改正でしたが、金融機関による非居住者についての口座情報を各国と交換できるように法整備をして、2018年に初回の情報交換を始めようという状況になっています。

〔非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度〕（国際課税資料26）

具体的にどうということを行うかということ、この国際課税資料26の下絵のところですね。例えば、情報を提供する場合、日本の金融機関から非居住者の口座情報を集めて、それを国税庁から各国の税務当局に提供します。また、右側の方ですと、これはもらうときのイメージですが、各国の税務当局が日本居住者の口座情報を集めて日本の国税庁に提供します。これを使って税務調査などにも活用していくということです。

〔自動的情報交換の実施時期に関する国際的な状況〕（国際課税資料27）

この共通報告基準に基づく自動的情報交換は世界的にも広がっていきまして、国際課税資料27ですが、合計101カ国が今、この実施にコミットしている状況です。

〔税務行政執行共助条約の概要〕（国際課税資料28）

こういった情報を交換するためには、交換のための枠組みが必要になってまいります。国際課税資料28ですが、情報交換を含む行政支援を行うための多数国間の条約というのもありまして、これは112カ国・地域が結んでおり、二国間の租税条約だけではなく、この条約に基づいても情報交換を行うことができるということです。

〔G20の「税の透明性に関する非協力的地域のリスト」について〕（国際課税資料29）

共通報告基準に基づく情報交換が始まりましたが、実際にこういうことをやりますというだけではなくて、実効性を高めていかなければいけないということで、**国際課税資料29**になりますが、G20ではさらに透明性の向上のためにプレッシャーをかけていこうという動きになっています。昨年のG20の議論からですが、税の透明性に関して、非協力的な地域を特定すべきではないか、そのためには基準を作って、その非協力的な地域のリストを作るべきであるという議論が進められてまいりました。

具体的に客観的な基準というのは何かというと、この真ん中に書いてあります。1つ目にいわゆる要請に基づく情報交換を国際基準に則ってやっているかどうか、2つ目に共通報告基準に基づく自動的情報交換をやることを約束しているかどうか、3つ目に税務執行共助条約を結んでいるかどうかです。この3つを基準としてリストを作り、今年のG20ハンブルクサミットには1カ国、具体的にはトリニダード・トバゴですが、ここが非協力的な地域として特定され、今後、要すれば、防御的措置、いわゆる制裁措置のようなものも検討されることになっています。今の段階では1カ国ということでしたが、例えば、共通報告基準に基づく自動的情報交換については約束しただけで、実際に守っているかどうかということまではまだ見ていませんので、こういう基準なども今後より厳しい方向に見直されていくと思いますし、そういうプレッシャーをかけながら適切な情報交換の実施を含む、税の透明性を高めていく取組みを続けているということです。

6. 国際的流れ

〔G20サミット首脳宣言（仮訳抜粋）（2016年9月4－5日）〕（国際課税資料30）

そのような国際的な流れをご説明するということで、**国際課税資料30**以降に昨年1年間のG

20、G7のコミュニケを付けさせていただいています。いずれにも共通する項目としましては、BEPSのコミットをこれからしっかりと実施していくこと、税の透明性を高めていくこと、情報交換をやっていくことの重要性、また、途上国をしっかりと支援していくべきではないかということです。幾つか特徴的なものを申し上げますと、**国際課税資料30**の paragraph 19の下から3行目ぐらいのところですが。投資と貿易を促進する上で税の安定性が利益となるのではないかということで、いろいろな新たな制度を入れていく中で、その制度の予見性が重要ではないかということがG20で指摘され、OECDとIMFにレポートを作るように指示しています。

〔G20財務大臣・中央銀行総裁会議共同声明（仮訳抜粋）（2017年3月17－18日）〕（国際課税資料31）

国際課税資料31のコミュニケのところに飛びまして、これはドイツのバーデン・バーデンにおけるG20のコミュニケですが、paragraph 10の2行目のところで、税の安定性の報告書が提出されています。この中では、税の安定性強化のためにどのような方策があるかというメニューのようなものが示されていて、紛争防止なども含まれています。それらをしっかり各国でやっていきなさいということです。また、その進捗を2018年中に評価しなさいと言っています。このように税の安定性というものが1つのキーワードとして出てきたということです。

もう1つは、paragraph 10の下から3行目ぐらいですが、OECDの電子経済タスクフォースで、先ほど申しあげました電子経済に対する課税について議論されています。電子経済についてははもととBEPSの報告書の中で2020年までに最終報告を出しなさいということになっています。ただその前に、ここにありますように、来年の春までに一度中間報告を提出し、さらにG20の中で議論を深めていこうということになっていまして、この電子経済に対する課税

にもまた光が当たっているという状況になっています。

〔G7財務大臣・中央銀行総裁会議共同声明
(仮訳抜粋)(2017年5月12-13日)〕(国際課
税資料32)

国際課税資料32のイタリア・バーリで行われたG7では、租税犯罪だけではなく金融犯罪、いわゆるマネロンの問題についても言及され、こういった問題を一緒に考えていくべきではないかということが指摘されました。

〔G20サミット首脳宣言(仮訳抜粋)(2017年7
月7-8日)〕(国際課税資料33)

その上で、ドイツのハンブルクで行われたG20サミットにおいては、今、私が申し上げたポイントが全て再確認されています。今、BEPSを取巻く国内、海外における議論の概要ということでご紹介させていただきました。ありがとうございます。

Ⅱ. BEPS プロジェクトに関する これまでの取組みと課題に対する 意見・質問

(渡辺) 細田さん、どうもありがとうございます。最新の情報、大量の情報を大変要領よくまとめていただきまして、ありがとうございます。

今、ご説明のあった中で、税の安定性という言葉がございます。あまり聞きなれない言葉かなと思います。普通、税の予測可能性とかそういうふうに言われている言葉とほとんど同義ではないかと思います。それから、この中にも恐らくご友人等から、「昔外国にいた。その外国の金融機関に預金口座を持っていて、そして何十年も音沙汰がなかったのに急に銀行から電話がかかってきていろいろ聞かれた。一体これは何が起きているのだ」ということを心配して聞

かれた経験をお持ちの方がいるかと思います。これは、まさに情報交換を世界各国の金融機関も含めて一生懸命やろうとしているあらわれなのです。そのために、預金者の情報を持っていかなければいけないということで、わざわざ外国から日本の預金者に電話をかけてくるというケースが幾つかあるようでございます。国際的取決めが日頃の生活にもびんびんと響いてくる例かと思います。

それでは、ここでパネラーの方から順次ご意見、ご質問を頂戴したいと思います。最初に、青山さんからお願いいたします。



(青山) それでは、私の方から、幾つかコメントと質問をさせていただきたいと思います。

今のご説明の中で、わが国がBEPSプロジェクトの最終報告書確定に向けた活動及び昨年から本格化したその実施段階において非常に重要な役割を果たしてこられたということがよく理解できました。これについては、浅川財務官がOECDの租税委員会の議長として活躍される中で昨年の租税委員会京都合会が包摂的取組の口火を切る重要な会議として位置付けられ、その後もBEPSプロジェクトのリーダーシップを主税局参事官室が引き継がれておられる成果であろうと考えます。この点にまず敬意を表したいと思います。

BEPS 問題が実施に移っている現時点は、理論的な課題と実践面での諸問題を取りまとめて議論するのに、非常にいいタイミングではないかと思っています。まず、課税ルールのガイダンスの手直しが現在も進行しつつあるわけですが、これについて、2、3 コメントさせていただきたいと思います。

〔BEPS 対応での国際課税ルール手直しに関するコメント〕

もともと BEPS プロジェクトは、従来の国際課税の基本的なルール、建付けを根底から変えるわけではなくて、その上に立って BEPS という未曾有の大災害と言ってもいいかもしれない、税制にとっての非常事態に対応するために、どういう大規模修繕が必要なのかということで始まりました。従って、母屋の骨格を守りながら、災害防止のために必要な大規模設備投資を思い切ってやっていくという趣旨であったと思います。大規模修繕に属する部分は着々と進んでいます。一方で、先ほどのご説明にもありましたように、例えば電子経済に対する課税問題は、二重非課税排除という BEPS 対応にとどまらず、将来の経済社会における国際課税のルールの在り方を根本的に見直す契機となりうるものであり、今後の重要な検討課題ではないかと思っています。

そういった意味では、現在進行中の実施段階でルール適用の具体的なガイダンス作成を行っている領域の中にも、従来の検討枠組みを超えた斬新な課税理論を内包しているものも散見されます。例えば、移転価格の無形資産取引への適用ガイダンスを取り上げると、特に PS 法の適用に関しては所得相応性基準の導入も見据えた結果利益概念の検討が行われ、また、PE の帰属主義についてのガイダンスでは、シングルエンティティ方式の容認につながる可能性のある事例検証が行われるなど、新しい課税理論にもつながりうる詳細な検討が進んでいます。従って、これから展開される追加的なガイダンス

の策定についても、我が国は引き続き積極的に参加していかなければいけないと思います。

また、BEPS 対応の制度設計をやっている間は、どちらかというと処方箋をどう書くのかという課税庁の視点に重点が置かれていましたが、他方、その処方箋が納税者にどのような影響を及ぼすか、特にコンプライアンスコストの面での影響はどうかという点についての検討は、後追いで行われました。先ほどのご説明によれば、税の安定性（タックスサータンティ）を確保しなければいけないという問題意識に今真剣に取り組まれている状況にあります。伝統的な国際課税の制度の下でも、納税者の権利保護というものは従来から配慮されてきましたが、BEPS 対応を機会に新たな課税の理論や手法が考案されてきた際に、納税者の権利確保が特にクロスボーダーの取引局面で各国において十分保障されるのかといった問題意識が強まったのがその背景ではないかと思っています。

〔質問事項〕

それでは、質問事項を4点申し上げます。1 つ目は、先ほどご説明のありました包摂的取組みに関するものです。参加国が100カ国以上に伸びたことは大変評価すべきことだと思いますが、心配なのは、後から参加した途上国等がこの BEPS の合意をすべて実践するだけのキャパシティが十分にあるのかどうかという点です。言いかえると、自分の国にとって都合のいい執行しやすい BEPS 勧告をいいところ取りして主張する心配はないのかということです。これらは、恐らく多国間条約への取組み状況を見れば、その国の真剣度というものがある程度判断できるかもしれませんが、この包摂的枠組みに参加している途上国の動向について、我が国を含めた OECD 加盟国はどのように評価されているのかというのが1点目です。

2 点目は、BEPS プロジェクトに先進国は一致して取り組んだわけですが、先進国の中には、特に二国間主義に強くこだわる米国の対応例が

あります。これは、多国間条約にサインしていないという事実にも表れていますが、米国以外にもイギリスやオーストラリアなどが合意の枠を超えた独自の課税制度を導入しています。こういった BEPS の合意に沿った実行という全体の方向と違った取組みをしている国々は、現在、BEPS の成果を広範な国々に拡大しようとする際の阻害要因になってはいないか。この点はいかがでしょうか。

次に3点目は、透明性の向上と納税者の権利の葛藤の問題です。租税条約に基づく情報交換について共通報告基準が普及しますと、恐らく納税者情報は非常にスムーズに交換されるようになると思います。ただ、交換される情報の質は非常に高度のものが求められています。すなわち、厳正な本人確認を踏まえた受益者ベースの情報を目指しているのご説明でした。この情報を得ることの困難性は容易に推測されますが、どのようにして正確な受益者情報を確保するのでしょうか。また、これに加えて、法人のウェブサイトにも国別報告書を公表しなければいけないという EU の指令案について、欧州進出企業は大変な不安を抱えています。これらの EU の BEPS 基準を上回る要求に対して、OECD 等 BEPS を推進する国際機関や我が国はどのように働き掛けをしているのでしょうか。

最後の4点目は、29年度の我が国 CFC 税制の改正についてです。各国がまだこの CFC 税制の改正に十分取り組んでいない時点で、しかもベストプラクティスの提示を参照しつつ、自国の実態に即した改正を行わなければいけないという困難な環境下での取組みでした。しかし、出来上がりは、世界に誇るモデルになるような税制改正ではなかったかと思います。と言いますのは、この改正過程で、ビジネスとの密接なコンサルテーションを積み重ねて、コンプライアンスコスト面での納税者の懸念を大きく解消したからです。ただ、新制度の執行を行うに当たっては、おそらく技術的な課題に直面することになると思います。どのような課題を想定さ

れているか、お教えいただければと思います。以上です。

(渡辺) 青山さん、どうもありがとうございます。それでは次に吉村さん、どうぞよろしくお願いいたします。

(吉村) それでは、私の方からは、コメントと質問を合せて3点ほど申し上げたいと思います。

〔経済の電子化への対応について〕

1点目は、後半でも取り上げられました経済の電子化への対応についてです。BEPS における議論については、国際課税資料20で表としておまとめくださったように、現時点で BEPS として特段の勧告は見送られたということでもあります。その上で引き続き検討するということでありました。この議論の過程では、一部の国が電子上の存在、インターネット上の存在を PE として認定する、その上で自国の課税権を主張するという意見もあったというふうに聞いていますが、電子経済を定義することは難しいといった問題が指摘されて、議論継続ということで一応の結論が得られたということでもあります。

このような結論はある意味納得できるところで、当時こうした電子経済に対する課税に積極的な国といますのは、どちらかというと新興国や途上国に偏っていて、従来型のビジネスモデルに対する課税も含めて、源泉所得国の取り分を増やしたいといった動機があったと見受けられていたところではないかと思います。

これに対して最近注目されるのは、EU の動きです。EU 諸国の間には、アメリカ系のインターネット企業に対する反感が高まっています。特に Google や Apple といった企業、まさに BEPS のきっかけになったような企業のタック



ス・プランニングに対する批判が根強くあるということです。最近ですと、フランスを中心としまして、ドイツ、イタリア、スペインといった相対的に大きな国々が声明を出して、電子経済に対する特別な課税を要求するといった事態になっています。もちろん EU として税に関する指令を出すためには、全加盟国一致で決議しなければなりませんので、すぐに指令が出るといった事態は起きないかとは思いますが、今回のフランスなどの EU の大きな国々の動きによって、電子経済に対する課税の議論は急速に進むのではないかと考えているところです。

そこで質問なのですが、こちらの資料の中でも、**国際課税資料31**、**国際課税資料32**で最近の G20 サミットでの宣言において電子経済の問題が取り上げられ、かつ、そのスケジュールが若干早められたということをご紹介いただきました。改めて G20 の中でアジェンダとして電子経済の問題がフォーカスされ、特にスケジュールを早める形で議論の必要性が高まっているということの背景について、お教えいただければと思います。

また、来年 OECD から報告書が出るということになっていますが、その報告書作成に向けた現在の議論状況について、また今後の見通しにつきまして、これは差し支えない範囲でお教えいただければと思っています。また、電子経済に対する対応に関しては、先ほどの青山さ

んのコメントでもありましたように、イギリスやオーストラリアといった国々が、独自に迂回利益税を導入して対応するといった動きや、インドのように平衡税をかけるといった形で一方的措置を取り入れる国が現れているところです。

先ほど申し上げたように、国際的な合意としてどういった枠組みが求められているか、どういった方向の議論が打ち出されるかということも 1 つ関心があるのですが、こういう一方的措置によって課税強化を進めている国に対して、日本としていかなるスタンスで臨むのかという点についてもお教えいただければと思います。

〔ピア・レビュー〕

2 点目は、ピア・レビューの在り方についてです。こちらの資料でご紹介くださったように、BEPS の議論が始まった 2013 年から現在までを振り返ってみますと、BEPS に関するさまざまな報告書だけではなく、透明性に関しても OECD 又は G20 の場で政治的なコミットが強化され、またその実現に向けたさまざまな措置が打ち出されるという動きがありました。最近の G20 サミットの宣言を見ましても、やはり税に関する項目は必ず入っており、国際社会における政治的な関心は高い水準で維持されていると認識しています。

一方で、こうした国際的な取組において重要なのは、やはり実施であり、ちゃんと全ての国々が実施しているかをモニタリングするための枠組みではないかと思っています。BEPS パッケージにつきましては、「一貫した実施」が重要であるとして、BEPS 参加国全てが導入すべき行動として示されているもの、ミニマムスタンダードとされている行動がある一方で、共通の方向性について合意をした、またある一定の対応を行うに当たってのベストプラクティスを示したにすぎないといった形で示された行動もあります。BEPS 参加国であれば、ミニマムスタンダードとされた行動については必ず実施しなければならないとされていますし、先ほど**国際課税資**

料22でお示しくくださったように、包括的枠組みの中で各国の BEPS 合意の実施状況を相互監視していく、ピア・レビューしていくということで、そのための書式等が既に公表されています。

私が疑問に思いますのは、ミニマムスタンダード以外の行動、すなわち共通アプローチとして合意したもの、またベストプラクティスが表示されている行動については、今後どのように扱われるのかという点であります。先ほど青山さんからも指摘がありましたように、BEPS の包括的枠組みに参加しているものの、結局自分に都合がいい行動しか実施しない、そういったいいとこ取りの恐れが存在しています。各国が BEPS 行動、パッケージとしての BEPS について、どの程度実施しているのかに関するモニターはどのように進められるのか、この点について詳しくお教えいただければと思います。

特に、ミニマムスタンダード以外の行動、共通アプローチやベストプラクティスとして示された行動については、この包括的枠組みの参加国に対する働き掛けをどのような形で行っていくのか、国際社会として一致して足並みをそろえてパッケージを実施していこうという具体的なアクションがあり得るのかといった点について、お教えいただければと思います。

〔外国子会社合算税制の強化(平成29年度改正)〕

最後に、平成29年度改正で実施された外国子会社合算税制の強化についてです。平成29年度税制改正におきましては、アクティブな所得については経済活動の場所において課税し、合算税制で取り込むことはしないという方向を強化しました。これに対して、パッシブな所得については、広く親会社の所得に合算する方向での改正でした。

わが国におきましては、平成21年度税制改正によって外国子会社からの配当が益金不算入とされて以降、国際課税上のポリシーとして全世界所得課税主義が放棄されたのかどうかといっ

た点を含めて、合算税制の本質に関する議論が続いていたところであります。今回の改正におきまして、制度的には1つの回答があったというように認識しています。すなわち、先ほど触れましたように、アクティブな所得とパッシブな所得を区別した上で、アクティブな所得については経済活動の場所と結び付けて課税権を基礎付け、これに対して、パッシブな所得については原則として親会社の方で取り込むといった方向性が示されていると理解しているところです。学界では、国際課税のポリシーについては、これまで資本輸出中立性又は資本輸入中立性といった非常に大上段の議論がなされていたところではありますが、今回、合算税制がこのような形で整理されました。特に経済活動の場所における課税という BEPS の原則の下で整理されましたので、これをどう評価していくのかというのが1つ課題になるかと思います。これはただのコメントではありますが、研究者としてそのような宿題を与えられたと受け止めています。以上です。

(渡辺) 吉村さん、どうもありがとうございます。それでは栗原さん、どうぞよろしくお願いたします。

(栗原) 東レの栗原でございます。どうぞよろしくお願いたします。

平成28年度税制改正以降、移転価格文書化対応に私どもの会社も相当の時間とコストをかけてまいりました。既に対応済みの会社、若干予定遅れではあるけれども現在頑張っている対応中の会社、まだ迷っておられる会社など、各社さまざまな状況だと思います。正解をつかみ切れていない中で、時間だけが過ぎてまいります。税務担当者の方の多くが大きなストレスを感じておられるのではないかと思います。疲れ切らないように、お互い頑張りましょう。



さて、諸外国の中でも日本政府が率先して制度改正、コンプライアンス向上の取組みなど、BEPS対応施策を講じてられました。税制の環境は改善し、少なくともこれまで問題とされてきたアグレッシブな節税行動はあまり聞かなくなりました。敬意を表したいと思います。一方で、納税者の事務負担は増加の一途をたどり、今後行われる改正を視野に入れると、どこまで増え続けるのか想像すらできません。

課題としては、移転価格文書化、タックス・ヘイブン対策税制の変更、その他の改正を含めて、効果を一定の時期に総括することであると考えております。また、BEPSプロジェクトのきっかけとなりましたアメリカの多国籍企業の行動はどうなったのか、非常に気になるところであります。個別のお話で、幾つか質問とお願いをしたいと思います。

〔移転価格文書化〕

まず、行動13「移転価格文書化」について、各方面からの要請を入れて、参考となる資料を多々出していただき、感謝いたします。3月決算の場合、2018年3月末までにマスターファイルと国別報告書を作成して、e-Taxで提出します。日本の税制対応で2018年3月末を目標として準備していますが、その作成途中において海外子会社経由で提出するマスターファイルや海外子会社の文書化について、海外子会社より

依頼が入ります。諸外国は必ずしも日本と作成時期が同じではなく、しかも短期間の対応となるため、苦慮しています。起用する税理士法人も全世界で統一できているわけではございませんので、その都度対応せねばならず、手間とお金が非常にかかっているということをご理解いただきたいと思います。ローカルファイルは致し方ないと思いますが、マスターファイルは世界で統一いただきたいと思います。

次に質問であります。来年の3月ですが、我々が提出した資料を国税当局はどのように活用するのか、ご教示いただきたいと思います。現在は作成し提出することに手いっぱいな状況でございますが、提出後の対応もそろそろ視野に入れておきたいと思います。

〔タックス・ヘイブン対策税制〕

行動3「外国子会社合算税制の強化」により平成29年度税制改正でタックス・ヘイブン対策税制が改正されました。産業界の要望を入れて、現行制度に則した形にいただきました。ありがとうございます。施行は、平成30年4月1日以後開始する外国関係会社の事業年度からとなっています。まだ時間があるように思いがちですが、準備を考えればそれほど多くの時間が残されているわけではありません。今年年末にも通達などが出ると伺っていますが、通達に載らない項目についても納税者の質問・疑問に答えていただくため、各国税局に事前照会の窓口の設置をお願いしたいと思います。

それから、行動1「越境消費税」、先ほどもお話が出ていましたが、行動2「ハイブリッド・ミスマッチの無効化」も税制改正により対応済みでございますが、影響はどうだったのでしょうか。

また、その他の項目で既に対応済みとされております行動5「有害税制への対抗」、行動14「より効果的な紛争解決メカニズムの構築」についても日本の対応をご紹介ください。会社側の実務対応がないことから、関心が薄くなっていま

す。

〔ピア・レビュー〕

最後にピア・レビュー、特に国別報告書について概要をご教示ください。日本ではなく、新興国の審査はどのように行われているのでしょうか。損益データなどの守秘と適正な利用が義務付けられていると伺っていますが、審査の手順はどのように行われているのか、非常に関心がございます。データは厳格に管理し、不適切な利用はしていないとコメントすれば問題なしとされるのではないかと心配しています。以上です。

（渡辺） 栗原さん、どうもありがとうございます。会社で税務の実務に携わっておられますので、今回の改正が事務負担或いはコンプライアンスコストにどういう影響があるのかということに、非常に関心をお持ちだということが良くわかりました。ありがとうございます。

それでは細田さんの方から、ただ今のお三方からのご質問・ご意見につきまして、お答えをお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

（細田） 多方面からいろいろとコメント、ご意見、ご質問いただきまして、どうもありがとうございました。全てにお答えできるか分かりませんが、幾つかの内容に分けて、お答えさせていただければと思います。

〔Inclusive Framework〕

まず、BEPS プロジェクト全体の観点からですが、青山様から、Inclusive Framework への参加国の拡大について評価を頂いた上で、途上国の BEPS 合意を実施するキャパシティについて、また吉村様からミニマムスタンダード以外の勧告のモニタリングについてご質問をいた

だきました。

Inclusive Framework ですが、申し上げましたように、現在、参加国は発足当初の46カ国から100カ国以上に拡大したということで、非常に広がりがあり、また、後ほど出てきますが、BEPS 防止措置実施条約に署名した国は現在70カ国に拡大しています。このように先進国・途上国に限らず、広く BEPS 合意の実施の試みが広まっていることは、非常に評価できるのではないかと思います。

ただ、この BEPS 合意を実施に移していくときには、先ほどもご指摘がありましたが、本当に Inclusive な、包摂的な取組みにしていくためにも、途上国にどうやってこれを実施してもらうのかということを考えなければいけません。その途上国の事情や、キャパシティの問題もあるかと思うので、OECD、IMF、国連、それから世界銀行、こうした税に関わる国際機関などが連携して、途上国を支援するためのプラットフォームなどを作っており、それが中心となって途上国の BEPS 合意の実施に対する支援もしくは情報交換の制度を導入していくことへの支援を行っていきまして、そういうものを通じて、私ども日本政府も途上国の税制や税務執行に対する支援を行っているところです。

また、途上国が BEPS 勧告のいいところ取りをしないかというお話もありました。途上国が実際に BEPS 合意を実施しているのかというモニタリングも確かに重要です。私どもとしましても、Inclusive Framework 会合や BEPS 防止措置実施条約を議論する会議など、さまざまな国際会議を通じて、途上国にしっかりと参加を働きかけていきたいと思っています。

〔ミニマムスタンダード以外のモニタリング〕

吉村様からご質問がありました、ミニマムスタンダード以外のモニタリングについてです。ミニマムスタンダードについては、モニタリングのための相互審査の枠組み、どういう基準でやるのか、どういうスケジュールでやるのか、

ということがきっちりと決まっています。具体的には行動5、行動6、行動13、行動14がミニマムスタンダードで、これらは審査の内容やスケジュールが決まっていて、Inclusive Frameworkの中で各国が互いに実施状況を審査していくことになります。

一方で、これ以外の措置については、各国の税制や税務当局の体制、またBEPSのリスクなども国によって違いますので、必ずしも各国が同じ措置を取る必要はなく、各国が適切な措置を講じていくものと理解しています。先ほど吉村様がお話しになられました、いわゆるコンアプローチですとか、ベストプラクティスについてはInclusive Frameworkでレビューが行なわれることになっていますが、そのレビューを具体的にどのように行うかということまでは、まだ具体的な議論は進んでいないところでありまして、今後、詳細はまた議論されることになるのだと思っています。

そういう状況ではありますが、Inclusive Frameworkにおいて各国がどのような措置を実施していくのかということは、いずれにしてもフォローアップしていきますし、また先ほどG20などのコミュニケを見ていただきましたが、先進国・途上国を含めてこうした国際的な取組みにコミットしているところです。そのような流れを背景に、当局としても幅広く各国にBEPS防止措置を実施するよう、働きかけてまいりたいと思いますし、また、そのような流れを後押しするためにも、日本においてもこのBEPSにおける合意事項を段階的に、また着実に実施していく必要があるのだろうなと思っています。

〔外国子会社合算税制〕

次に、外国子会社合算税制につきまして、幾つかご意見、ご質問を頂きました。青山様からは、いろいろとポジティブな評価を頂きまして、ありがとうございます。その上で、執行上の問題は何かあるのだろうかというご質問を頂き

ましたし、また栗原様からは、通達に載らない事項について事前照会のための窓口のようなものはできないのだろうかというコメントも頂きました。

外国子会社合算税制については、先ほども申し上げましたように、日本企業が海外展開をするときの競争力を阻害することなく、租税回避に対応するように制度を組んできたところですよ。その改正に伴って、現在国税庁で関係通達を整備していきまして、関係省庁、関係者の方々にヒアリングを実施しています。具体的には、特に早めに出さなければならない通達については年内、それ以外については来年を目途に公表できればということで、作業を行っているところですよ。

執行上の問題という意味では作業中ということで、あくまでも想定の話にはなってしましますが、見直し後の外国子会社合算税制は国外にある関係会社の活動、経済活動基準などという形で見させていただくことになります。確かに、申告いただくときに、関係会社の財務諸表等の資料を添付していただいているわけではありますが、場合によってはさらに契約の関係の資料などを提出いただくこともあるであろうということです。そういうときに、しっかりご対応いただけるかどうかというところは、なかなか難しいところではあるのかなと考えているところですよ。

いずれにしても、この外国子会社合算税制の関連でご質問等がある場合には、ご担当の国税局なりの所管の部門にお問い合わせいただければ、丁寧に対応させていただきますので、何とぞよろしくお願いいたします。

〔移転価格の文書化〕

それから、移転価格の文書化の関連で幾つかご質問とコメントを頂いたところですよ。1つ目ですが、移転価格文書をどのように活用するのかということでした。国別報告書はハイレベルな移転価格リスクの評価や経済分析に使用する

ということが、BEPS の勧告にも書いています。したがって、国税当局においてもこのマスターファイルと、企業グループ全体の情報とを併せて、移転価格リスクや BEPS リスクの評価に使うことが想定されているところです。

ただ、その情報はあくまで個別の取引やその取引価格の詳細な移転価格分析に代わるものではありませんので、国別報告書の情報のみに基づいて移転価格課税を行うというようなことは想定されていないということです。

2 つ目に、マスターファイルのフォーマットの点もご指摘を頂いたところです。確かにこのマスターファイルの運用というのは、各国の法令に依拠していますので、ご指摘のような話もあり有るということです。このマスターファイルや国別報告書は新たな取組みですので、いろいろご指摘を頂く点等あると思いますが、実際にどのような問題が生じてくるか注視してまいりたいと考えています。

それから、3 つ目に、国別報告書のピア・レビューについて、特に新興国についてちゃんと審査されているのだろうかというご指摘を頂いたところです。国別報告書のピア・レビューは、実施状況の審査でございますが、これには3つの分野がありまして、国内法制がどうなっているのか、情報交換の体制はどうなっているのか、そして、情報の守秘義務やその情報が適切に使用されるのか、ということです。この3つの分野について、OECD が定めた審査の基準と実施方法に従って審査されることになっていて、この基準自体は日本を含む先進国、また途上国も同じです。また、この審査方法自体は一般に公表されています。

この審査ですが、2017年から始まりまして、2019年までの3年間で段階的に実施されます。第1フェーズにおいては、まずは、法令面から審査を始め、第2フェーズ以降は実際の運用面も含めて審査を行っていくということです。

その審査の中では、各国が、関係する法令の具体的な根拠なども含めて、しっかり審査して

いきますし、また、審査項目に従っていないような事例がありましたら、改善勧告が出されることになっています。このように先進国・途上国含めてしっかり対応していくということです。

〔国別報告書〕

その関連で、青山様から、欧州における国別報告書を公開する動きについてご質問を頂きました。BEPS の合意では国別報告書は非公開とされています。私どもとしてはこのような EU の動きは国際協調に反しているのではないかとこの懸念を有してしまっていて、いろいろなレベルで各種国際会議、もしくはバイ会談のときに、「BEPS 合意の足並みを揃えた実施を通じた公平な競争条件の確保」を揺るがすようなリスクとなるのではないかとこのことを、主張しているところです。

こうした働きかけもあり、欧州にも国別報告書を公表する動きを再考し始めている国もあるようですので、今後も欧州諸国に対してしっかり働きかけをしてまいりたいと考えています。

〔電子経済〕

次に、電子経済について、吉村様から G20 の中での議論の状況についてご質問がありました。また、栗原様からは、越境消費税に関する税制改正の効果についてご質問を頂きました。G20 で電子経済が今回取り上げられた背景は、先ほど吉村様からお話がありましたように、欧州の中では非常に関心が高い問題であるという理由もあると思います。特に今回、G20 の議長国であるドイツが、電子経済の進展は持続的な成長に不可欠であるとして、電子経済自体を G20 の項目の1つとして取り上げたというところは大きかろうと思います。

そのような盛り上がりの中で、議論の状況ですが、電子経済の今後の進展が国際課税にどのような影響を与えるのか、また、他の BEPS 勧告を実施したことによって電子経済にどのような影響を与えるのか、ということモニタリ

ングしていこうということになっており、来年の春の G20 の財務大臣会合に中間報告を提出するということが定められているというところ です。

この議論がどういう方向に進んでいくのか、今の段階で申し上げることはなかなか難しいのですが、こうした議論を行うときに、私個人的には、単なる源泉地課税の強化を目的としたようなスコープの狭い議論ではなく、そもそも電子経済が進展した中でどのような課税の在り方があるのか、例えば電子経済の進展は、ビジネスモデルや個人の企業の活動にどのような影響を与えるのか、そうしたときに、BEPS で議論になった価値の創造、課税所得をどのように認識していくのか、また、課税のタイミングなどもどう考えていくのかといったことを、より包括的な観点から深く分析・評価していく必要があるのだらうなと思っていますところ です。

また、電子経済の関連での税制改正の影響ですが、27 年度税制改正を行ったことによって、国境を越えて提供される電子書籍ですとか音楽、広告の配信といった電子商取引については消費税が課されることになっています。これにより、同種の取引を行う国内外の事業者間の競争条件の不均衡が一定程度改善されたというところは効果があったと思っていますところ です。ただ、これも今後いろいろと見直す必要もあるかと思っていますので、引き続きこの電子経済の議論を注視していく必要があるのだらうと思っています。

〔BEPS 行動計画の対応済の項目〕

それから、BEPS の行動計画の関連で、幾つかの対応済み項目についてどのような状況になっているのかというご質問を、栗原様から頂きました。1 つ目は行動 2 です。ハイブリッド・ミスマッチということで、これは国によって税制が異なる場合に、その隙間を利用して租税回避を行うというものです。このハイブリッド・ミスマッチへの対応につきましては、27 年度税制改正において外国子会社配当の益金不算入制

度の見直しを行っていきまして、外国の子会社の所在地国で損金算入が認められているような配当については日本において親会社の益金に算入して課税するというようにしていきまして、国際的な二重非課税には対応しているところ です。

次に、行動 5 の有害税制への対抗の関係ですが、BEPS 最終報告書の中では次の 3 点が指摘されています。1 点目は知財優遇税制などの有害性審査基準の中で、特に経済活動の実質性に関する基準を精緻化しなさいということです。また 2 点目に、各国の優遇税制の透明性向上の枠組みを考える際に、他国に影響し得るような通達、ルーリングなどを提供した国の当局に対して、その影響を受けそうな国の当局に通知してくださいというものです。それから 3 点目には、OECD 加盟国、G20 メンバー国等について、この有害税制がないかどうかという審査をしつかり行いなさいということです。この 3 つが指摘されていたところ です。

この 1 点目と 3 点目については、G20 の国だけではなくて、非 G20 の国、OECD 以外の国についても審査を拡大して、実際に審査基準なども見直した上で審査を行っており、まさに今日、その会議をやっているところ です。この審査にも、日本としても積極的に参加しています。

また、2 点目のルーリング、通達の通知の関係ですが、これも租税条約に基づく情報交換の枠組みというのがございますので、それに基づいて既に他国の税務当局との情報交換を実施しています。

それから、行動 14 の紛争解決メカニズムの関係です。これは、最終報告書の中でいろいろと指摘されたところで、その指摘事項については、既に日本が締結している租税条約に相互協議条項がありますので、概ね満たしているのではないのかなということです。ただ、それをより拡充していくという意味で、後ほど申し上げますが、BEPS 防止措置実施条約というのに今回署名しましたし、また個別の二国間交渉などにも相互協議条項を規定していくということです。

また、相互協議手続における仲裁規定につきましても、日本は積極的に租税条約に盛り込むということを方針としていますので、今申し上げました BEPS 防止措置実施条約も通じて、仲裁規定を積極的に導入していきたいと思っています。

〔情報交換〕

それから情報交換に関連して、青山様よりこの情報交換を行っていくに当たって、受益者ベース情報へのアクセスはなかなか難しいのではないかとご質問も頂きました。この受益者ベースの情報交換ですが、先ほどご紹介しました金融口座の共通の報告基準に基づく自動的情報交換制度の中において、金融機関が金融口座を開設するときに顧客管理手続の中で確認を行って国税庁に報告するという制度がありますし、また、この自動情報交換の中ではわが国の居住者が海外に口座を持っていた場合に、海外からその情報も交換されることになっていますので、一定の対応はできていると思っています。ただ、こうした実質的な所有者に関する透明性の問題は、まさに今年のイタリアの G7 などでも指摘されているところですので、さらに今後議論は続いていくのだらうなと思っています。

〔米国との関係〕

最後にアメリカとの関係で、青山様から、二国間主義にこだわるアメリカの対応が BEPS プロジェクトの阻害要因になるのではないかとご指摘も頂きました。ただ、先ほどのコミニケにもありましたが、G20、G7 の場でも BEPS 措置の実施に対する国際協調の重要性というのは繰り返し指摘されていますので、全体ではアメリカも同じ方向を向いているものと思っています。アメリカが BEPS 防止措置実施条約にまだ署名していない状況などではありますが、アメリカも含めてより多くの国・地域が国際的な枠組みに参加するよう働きかけてまいりたいと思っています。私からは以上です。

（渡辺） 細田さん、どうもありがとうございます。それでは、以上で第1部「BEPS についてのこれまでの取組み」を終わらせていただきます。次に第2部の「BEPS 合意に関する今後の展望」に入らせていただきたいと思います。時間も若干押していますので、要領よく進んでいきたいと思っています。

最初に細田さんの方からご説明をお願いいたします。

Ⅲ. BEPS合意に関する今後の対応

1. 今後の国際課税のあり方についての基本的考え方（骨子）

（細田） それでは、国際課税資料35をご覧ください。ただければと思います。

BEPS 合意に関する今後の対応ということで、まず、昨年 of 年末に取りまとめられた与党の税制改正大綱の補論「今後の国際課税のあり方についての基本的考え方」の概要を資料として入れています。この国際課税の基本的考え方は、BEPS への対応でいろいろと今まで改正をやってきましたが、まだその課題が残っていますので、ここで国際課税や日本を取巻く現状を踏まえた上で、今後の国際課税の基本的な考え方を取りまとめてみてはどうかということで、政府税調でもご議論いただき、技術的なご指摘も踏まえた上で、昨年 of 年末に与党の方で取りまとめていただいたものですが、それをまずご紹介させていただきたいと思っています。

〔問題意識〕（国際課税資料35）

国際課税の基本的な考え方としては、その制度を考えるに当たり、企業の健全な海外進出の促進と租税回避への対応をいかにして両立させていくということが重要であろうと思っています。

〔グローバル経済・日本経済の構造的変化〕(国際課税資料35)

では足元はどのような状況にあるのだろうかということで現状分析しています。例えばグローバル経済の状況を見てみますと、新興国・途上国の経済規模が大きくなっていて、一昔前だと先進国と途上国で経済規模は8対2ぐらいだったものが、6対4ぐらいになって、どんどん途上国が大きくなっています。また、実際の資本の流れを見てみると、税制上の優遇措置を持つような経済規模の小さな国・地域を経由地とする直接投資がぐっと増えています。例えばルクセンブルクやモリシャスなどのオフショアセンターに取引が非常に集中していて、GDPなどに比べて取引が大きくなっているのではないかと思います。それから、知的財産の関連で見てみると、自国での知的財産開発の取組みと比べ、その使用料の受取りが多くなっているのではないかと思いますという傾向も見られます。

その中で日本の状況ですが、対外直接投資は増えています。証券投資も増えています。では、その投資はどこに行っているのかというと、例えば**国際課税資料35**の下のところを書いてありますが、オランダへの直接投資が10倍に増えているとか、証券投資についてはケイマン諸島への投資がアメリカに次ぐ第2位の水準になっているなどの現状があります。また、日本のクロスボーダーの知的財産使用料の収支は世界で第3位の水準ということで、かなり大きくなっており、増加傾向にあります。では、日本からの支払の額が多いところはどこかというシンガポールなどとなっています。日本の経済の稼ぎ方が、物から資本投資へのリターンへと変わっている中で国際課税をどう考えていくのか、ということを考えなければいけないということです。

途上国がプレゼンスを拡大していることや、グローバルな投資が増えてきていること、知的財産が重要になっているといったことなどを頭に入れながら、国際課税の制度を考えなければ

いけないと認識しているところです。

〔今後の国際課税のあり方に関する基本的考え方〕(国際課税資料36)

そのような現状の中で、国際課税の基本的な考え方ということですが、1つ目はBEPSプロジェクトという形で1つの方向性が示されたので、その合意事項を着実に実施していくことです。日本はこれまでもBEPSプロジェクトの議論をリードしてきましたが、これからも日本がリードしてBEPS合意の着実な実施を進めていき、グローバルに公平な競争条件を国際課税の世界でもしっかりと確立していく必要があるだろうということです。

それから2つ目ですが、経済活動が行われる場所と税が支払われる場所を一致させるということです。この原則を満たしつつ、企業の健全な海外展開の支援と租税回避の抑制の両方を満たしていく制度をどうやって考えていくのか、その際には、先ほど知財の話がありましたが、特に知の国外流出というものがリスクとしてあるのではないかと、そういったものに対して、どのように対応していくのかということも考える必要があるだろうということです。

3つ目は、そういう制度を作る際には、情報交換ネットワークを拡大していった税の透明性を向上していくことも必要であろうということです。この3つが基本的な考え方になっているということです。

〔個別の制度改革に当たっての視点〕(国際課税資料36-37)

この基本的な考え方の中で、今までいろいろな制度改革、もしくは情報交換の取組みなどを行ってきましたが、そういった制度改革などは国際競争力の強化と租税回避への対応のバランスの中でやってきたものであろうと整理した上で、**国際課税資料37**以降に今後当面検討しなければいけない課題を記載しています。

29年度税制改正につきましては昨年末ご議論

いただいたところですが、外国子会社合算税制の見直しをまずは実施すべきであろうということです。それから、中期的に取り組む課題として3つのご指摘を頂いてしまして、1つ目が移転価格税制です。特に知的財産等の無形財産をどう扱っていくのか、所得相応性基準を含めて検討すべきであろうということです。2つ目に、過大支払利子税制をどのようにしていくのか、3つ目に、タックス・プランニングの義務的開示制度について、諸外国の制度、運用実態などを踏まえながら日本でどうしていくのかということを検討していく必要があるであろうということです。

本日は、この3つの課題の現状にBEPS防止のための多数国間条約を加えた、4つについて順次お話しさせていただきたいと思っています。

2. 【行動8-10】移転価格税制

〔移転価格税制：「BEPS プロジェクト」の結論〕（国際課税資料38）

BEPS プロジェクトの、「価値が創造されたところで税金を払うべき」という原則に基づいて、移転価格のガイドラインについても見直していこうということです。特に無形資産取引については、BEPS リスクが高いということで、これを中心に見直していこうという議論がなされたということです。

右下の図にありますように、もともとA社が発明した特許を、軽課税国のL国の子会社L社に移して、孫会社からの利益をL社にためるというような取引を想定したときに、例えばL社とA社との間で、その特許を移転したときの取引価格が本当に適切なのか、小さ過ぎるのではないかと、というような点ですとか、もしくはL社と孫会社との間で見てみますと、孫会社がL社に払っている使用料は本当に適切なのか、そのリスクに比して大き過ぎるのではないかと、いろいろな議論があるわけです。

最初の例で言えば、行動8のところですが、

特に無形資産は他の参照する価格がなかなか無く、移転時には本当の価値は分からないという性質がありますので、独立企業間原則の直接の適用は困難であろうということです。そういった点から、例えば資産の価値を評価するに当たって、ディスカウント・キャッシュ・フロー法も適用できるようにすればいいのではないかと、また、特許によって実際に生じたキャッシュ・フローが当初の予測から大きく乖離してしまった場合には、事後的に価格を調整できる所得相応性基準と言われる手法を導入してはどうかというご指摘を頂いています。

それから、行動9のところでは、実際に使用料を受取るに当たり、本当にこの特許を持っている企業は実際に事業のリスクを引き受けているのか、本当にそのリスクに対応できるだけの資本を有しているか、そういった状況にないのであれば、本当はそのリスク相応のリターンしかもらえないのではないかと、そのような観点から、移転価格のルールを見直すべきではないかと、というご指摘も頂いています。

また、行動10では、同じグループ企業内での費用の分配などを適切に行う方法についてご指摘を頂いているところです。

〔【行動8】無形固定資産取引に係る移転価格ルール〕（国際課税資料39）

特にご関心が高いのは、無形資産に関する移転価格ルールのところではないかと思います。適正な移転価格の算定がより困難である無形資産については、いろいろな方法を使えるようにしようということで、まず、無形資産の定義を明らかにした上で、その無形資産の利益を受けられる企業というのは、この無形資産の開発等に関して重要な機能を果たしている関連企業であるべきですので、例えばディスカウント・キャッシュ・フロー法が使えるようにガイダンスを拡充するということです。また、先ほど申し上げました評価困難な無形資産については、所得相応性基準と言われる予測利益とその実際の

利益が一定程度乖離した場合には、実現値、すなわち実際に受けた収益に基づいて評価し直すということを認めていいのではないかということも指摘されているところです。

〔評価困難な無形資産に係る移転価格ルール の策定〕（国際課税資料40）

所得相応性基準のところでは、これは新たな概念ですので、実際に適用するには非常に難しいところがあるかと思っています。そのため、実際に適用される場面は恐らく限定されるであろうということです。この点について、3つ目の○のところにありますように、適用が免除される場合というのは、事前に納税者が収益を予測できなかった場合ですとか、事前に相談をしていた場合、もしくは予測と実際の結果の乖離が取引時点の価格の20%以下である場合が報告書では示されています。また、予測と実際の結果の乖離が取引時点の価格の20%以下である状況が5年間経過した場合については、以降の年度についてその適用を免除するという一方で、一定の安定性を確保した上で、所得相応性基準を導入してはどうかということが提案されているところです。

〔評価困難な無形資産（HTVI）に関する実施 ガイダンスの概要〕（国際課税資料41-42）

所得相応性基準の中身自体は、まだガイダンスの策定が続いているところでして、国際課税資料41、国際課税資料42にガイダンスのドラフトを付けていますが、これがパブリックコメントに出されていて、引き続き議論が続けられているという状況です。

〔【行動9】リスクと資本に係る移転価格ルール〕（国際課税資料43）

国際課税資料43は、リスクと資本に関する移転価格ルールとの関係です。これは、キャッシュボックスのような実体のない事業体に利益を蓄積することを防ぐという意味で、契約上だけで

はなくて、実際にリスクを取っている場合にのみ利益の移転が認められるべきであろうということです。そうでない場合、基本的にはリスク・フリー・リターン、報告書の中では国債利率の程度となっていますが、その程度しか利益の移転は認められないのではないかと、ということが指摘されています。

〔【行動10】他の租税回避の可能性の高い取引 に係る移転価格ルール〕（国際課税資料44）

それから、行動10のところでは、その他の移転価格ルールの改正をまとめています。特に真ん中のところの①利益分割法の適用の明確化ということで、グローバル・バリュー・チェーンといいますが、国際的な分業体制が進む中で、利益分割法を適用するような場面が多くなっていくかと思っています。その中で、どのような場合にこの利益分割法を適用することが最適な手法となるのか、ということの明確化するためのガイドラインの改定作業が進められていまして、これもそのガイダンスはパブリックコメント中です。

〔利益分割法ガイダンスの概要〕（国際課税資料45）

国際課税資料45に、参考までにそのサマリーを付けていますので、参照いただければと思います。以上が移転価格税制の関係で、現在議論されている内容です。

3. 【行動4】利子控除制限ルール

〔利子控除制限ルール〕（国際課税資料46）

次は行動4の利子控除制限ルールについてお話しさせていただきます。これは、支払利子が損金算入されることを利用して行われる租税回避行動をいかに防ぐかというもので、日本にも既に過大支払利子税制が導入されています。

それに対して、BEPS 最終報告書においては、固定比率ルールを基本とし、その基準固定比率について日本は調整所得の50%ですが、これを

10～30%の範囲に収めるべきではないか、また、オプションとして、多国籍企業グループ全体の比率まで利子の損金算入を認めるようなグループ比率ルールという制度を導入してもいいのではないか、といったご指摘を頂いているところです。

〔制度の基本及び日本の現行制度「過大支払利子税制」〕（国際課税資料47）

国際課税資料47、国際課税資料48では、日本の制度と BEPS 勧告の比較で資料を2枚付けています。日本の場合は、左側にありますように、関連者のネットの支払利子に減価償却費ですとか所得などを足し、全体の調整所得を計算しまして、その50%までが損金算入限度額で、それ以上については損金不算入になるという制度を、現行の制度としているところです。

〔「BEPS プロジェクト」の結論〕（国際課税資料48）

国際課税資料48に移ります。これが利子控除制限に関する BEPS プロジェクトにおける結論です。企業 A の EBITDA について、日本の制度では50%となっているところ、BEPS では10～30%となっています。それから EBITDA の計算の方法ですとかその対象についても、関連者なのか、それとも第三者を含めてなのか、というように、違っているところがあります。そのようなところを、今後、日本としてどう反映させていくのか、といったことを検討していく必要があると考えているところです。

4. 【行動12】 タックス・プランニングの義務的開示制度

〔制度の基本及び「BEPS プロジェクト」の結論〕（国際課税資料49）

そして国際課税資料49以降は、タックス・プランニングの義務的開示です。これは、企業活動の透明性向上という観点から、いわゆるプロモーター、コンサルタントのような方、または

スキームの利用者が一定の租税回避スキームを税務当局へ報告、開示していただく制度です。これによって、税務当局ではそのスキームに対して早急な対応ができます。また、開示を求めることによって租税回避スキームのけん制効果も得られるであろうということで、アメリカやイギリスなど諸外国で導入されているものです。このタックス・プランニングの義務的開示制度についても、ベストプラクティスということで BEPS 勧告が出ていますので、導入の検討をこれから進めていくということになっています。

〔（参考）報告義務に係る項目ごとのオプション・勧告〕（国際課税資料50-52）

具体的な制度につきましては、OECD の勧告を見てまいりますと、この右側の方ですが、2つの考え方があって、1つは租税回避スキーム自体なかなか特定できませんので、租税回避のリスクが高いもの、例えば守秘義務がかかっている、もしくは成功報酬制になっているというものについて報告対象とするものです。もう1つはよく租税回避スキームで使われるような損出しのスキームであるとか、取引の内容に着目したものについて報告対象とするものです。この2つの報告基準を組み合わせることによって、ある程度報告の対象を絞った上でプロモーターないし納税者の方に開示・申告いただく、報告を頂くというようなことになってくるのだらうと思っています。

国際課税資料51、国際課税資料52にその効果ですとか、また諸外国ではどのような状況になっているのかということを簡単にまとめていますので、ご参照いただければと思います。

5. 【行動15】 BEPS 防止措置実施条約

〔BEPS 防止措置実施条約の概要・経緯〕（国際課税資料53）

BEPS 防止措置実施条約については、BEPS 防止措置のうち、租税条約に関する措置を導入するためには既存の二国間条約を改正する必要

がありますが、全世界で3,000以上の租税条約があり、それを1つ1つ改正するのはなかなか大変ですので、1つの多数国間条約を策定して一斉に関連する租税条約を変更していこうという取組です。

ただ、その際、4つ目の○に書いてありますが、どの租税条約をこの多数国間条約の対象にするのか、また多数国間条約に含まれるどの措置を自分たちは適用するのか、ということについて、各国は任意に選択することができるようになっていまして、その選択を寄託者であるOECDに対して通告することになっています。日本は6月にこの多数国間条約に署名しまして、今後国会で審議いただいた上で批准発効することになっています。

〔BEPS 防止措置実施条約と各行動の関係〕(国際課税資料54)

導入される BEPS 防止措置の中身は、国際課税資料54にあります。行動2、6、7、14の報告書に含まれる租税条約に関する BEPS 防止措置をこの多数国間条約によって二国間条約に反映させることが可能になっています。

〔「行動7」恒久的施設(PE)認定の人為的回避の防止〕(国際課税資料55)

国際課税資料55に1つの例があります。恒久的施設認定の人為的回避の防止ということで、1つは代理人 PE の定義について見直しを行います。2つ目は、準備的又は補助的な性格の活動として条約中に規定されるものは、今まではすべからく PE 認定の対象外となっていたものを、そのような条約中に規定される活動についても企業にとっての実質的又は本質的な活動であるものについては基本的に PE 認定の対象とします。例えば商品の引渡しやその購入のみを行う場所というのは、これまでは、基本的には、PE 認定の対象にならなかったものを、今後は、その企業の本質的な活動があると判断されるものについては、PE 認定の対象にして

いくことになります。

〔BEPS 防止措置実施条約の署名国(70カ国)〕 (国際課税資料56)

国際課税資料56にありますように、日本を含めて70カ国が、この多数国間条約に署名をしています。私からは以上です。

Ⅳ. 今後の対応に関する質問・意見

(渡辺) 細田さん、どうもありがとうございます。ました。

それではパネリストのお三方から、順次ご質問、ご意見を頂戴できればと思います。最初に青山さん、よろしくお願いいたします。

〔BEPS 防止措置実施条約関連〕

(青山) 詳細なご説明ありがとうございます。時間も押していますので、私からは特に最後の BEPS 防止措置実施条約に絞って、コメントと質問をさせていただきたいと思います。まず、今のご説明にもありましたように、多国間の条約ですが、どの条約を対象にするのか、どの条項を対象にするのかというのを、それぞれの国が選択して指定するという仕組みですので、基本的には各国にとってあくまで2国間条約がベースにあって、それらに上乘せして修正する形の2階建方式です。従って、従来の租税条約の2国間主義を多国間主義で置き換えようという意欲的な条約ではないと考えられます。

ただ、そのような性格のものであるがゆえに、個々の納税者にとって難しいのは、その2階建ての構造を両睨みしながら、果たして自分のこの取引に最終的にどの条項が適用対象になるのかを見定めるコンプライアンスコストが相当高くなると思われる点です。

一方で、先ほどのご説明にもありましたように、多くの国がこの条約に署名しつつあり、今

後も増えてくるということでありますと、包摂的枠組みの中でこれに参加した途上国は、この条約の条文解釈に当たって、BEPS ガイダンス文書を含めた OECD の諸文献を参照する機会が増えるのではないかと期待できそうです。すなわち、条約法に関するウィーン条約の解釈で活用されるいわゆる文脈として BEPS ガイダンス文書等が位置付けられる可能性です。こういったことになりますと、従来国連モデルと OECD モデルとの間で先進国・途上国間に解釈の違いがあるとして、納税者の予測可能性が阻害されるという不満が、この多国間租税協定を通じて共通の解釈に到達することで解消される可能性が高まります。従来の解釈ギャップの解消は、納税者にとって歓迎すべき効果で、全体としてみれば積極的な評価ができると思います。

そこで質問ですが、まず1点目は、特に条約濫用について既署名国は全ていわゆる主要目的テストを適用するという意向を表明をしたと伺っています。この主要目的テストは、主要目的が税を免れることにある取引を対象とした濫用防止規定という理念であることから見て、その解釈適用に当たっては、ほとんどの国が国内法の GAAR と同様な適用をするのではないかと推測されます。そうしますと、主要目的テストについて共通の適用ガイダンスを合意しておかないと、納税者にとっては、個別の条約ごとに主要目的テストがどのように適用されるのか、予測が立たないという懸念が生じます。

そこで、特に OECD の BEPS プロジェクトにおいて、この点に関する今後の取組みはどのように予定されているのかというのが1点目です。

なお、この主要目的テストの適用ガイダンスの議論が進んでまいりますと、わが国にとっても国内法上いわゆる一般的否認規定の導入可能性についてどのように今後考えるのかという問題が、また突き付けられることになると思いますが、いかがでしょうか。

2点目は、今後相互協議による解決を促進するというミニマムスタンダードをこの多国間条約は包含しているわけですが、残念ながら仲裁を受け入れている国は26カ国にとどまると伺っています。そうしますと、この仲裁を受け入れない国の多さからは、納税者は二重課税解消のリスクが多国間条約をもっても十分には解消できないのではないかと心配が残ります。これについてのご見解はいかがでしょうか。以上でございます。

(渡辺) ありがとうございます。それでは次に吉村さん、どうぞよろしく願いいたします。

(吉村) 私から、コメントとご質問を1点ずつ申し上げたいと思います。

〔評価困難な無形資産について〕

1つ目は、評価困難な無形資産についてです。最終報告書でも所得相応性基準の導入という方向性が打ち出されました。また、今後ガイダンス等が整備され、それを受けて国内法でも実施という運びになるかと思います。その一方で、所得相応性基準につきましては、既にアメリカやドイツで導入されているものの、なかなかその適用の実際はわかりにくい面があります。そのため、今後日本で所得相応性基準が導入されることになりましたら、やはりそれを受け入れる納税者の方の理解も含めて、相当な準備といえますか、情報発信が必要になっていくのではないかと感じているところです。

〔利子控除ルール〕

2点目は質問です。利子控除制限に関する行動につきましては、BEPS プロジェクトでの位置付けとして、多国籍企業について価値創造の場での納税を確実なものとしたい、それを担保

するための裏付けとして捉えられていると理解しています。これに対して日本の現行制度は、関連者間ローンにターゲットを絞って、国外への利益の移転、利益の剥ぎ取りに関心を向けてきたのではないかと思います。BEPS プロジェクトに従って利子控除制限の仕組みというものを設計していこう、導入していこうということになりますと、これまでいわゆるデッドとエクイティを前提としてきた法人税の課税ベースとの関係も問題になり得るのではないかと思います。

そこで質問としましては、BEPS 行動で示された利子控除制限について、これは現行制度の延長として位置付けられる改正として捉えてらっしゃるのか、それとも新たな制度の検討ということも視野に入れているのかということ、差し支えない範囲でお教えいただければと思います。

また、利子控除が認められる水準、いわゆるコリドーと呼ばれて10%から30%という幅で示されていますが、今後のレビューによってBEPS 行動の実効性が検証されるということになるかと思います。つまり、日本をはじめとした多国籍企業のタックス・プランニングといえますか、節税に与えた影響を検証することになるかと思います。そのレビューの具体的な内容や、その際に必要となるデータがどのように集められるのかといった点をお教えいただければと思います。以上です。

〔渡辺〕 吉村さん、どうもありがとうございます。それでは次に栗原さん、よろしく願いいたします。

〔外国子会社合算税制について〕

〔栗原〕 今後の展望につきましては、もうお話が何回か出ていますが、利益分割法、所得相応性基準、利子の控除制限に関心を持っていま

す。利益分割法と所得相応性基準は現在の移転価格税制でカバーしきれない部分を補完する目的で導入が検討されていると理解していますが、理屈先行の議論が進み、現在の移転価格税制に取って代わるようなイメージすら与えていると思います。特に前半の方で出ました移転価格文書化で膨大なコストをかけているにも拘らず、数年後に全部やり直しになってしまうのではないかと不安も持っています。

取引単位営業利益法で文書化してしまっていて、その後調査で利益分割法が適当ですと言われても議論がかみ合いませんし、適切な移転価格であると説明しても所得相応性基準によって当時の文書化は不十分であるということで、所得を変更されるリスクがございます。どちらの方法も、現在の議論では発動される基準が不安定のように感じています。利益分割法では、取引単位営業利益法を否定し、利益分割法が適切とする基準が何かということ、ディスカッションドラフトにいう「ユニークで価値ある貢献」とそうでない貢献の境目はどこなのだろうか、境目の案件が非常に増えてくるのではないかと、心配しています。利益分割法の適用は限定的であることを望んでいます。所得相応性基準も乖離率20%というのは非常にわかりやすいですが、発動の免除基準が不明確であり、ともに実務に耐えられるだけの知見が蓄積されるまでは現在の移転価格文書化を適正に誘導するための道具として、伝家の宝刀であるべきだと考えています。

そこで質問ですが、利益分割法と所得相応性基準を積極的に検討する理由について教えてください。一般に、日本企業の場合は技術ノウハウを親会社が保有しているケースが多いと思います。子会社側の政府には、子会社の利益貢献を強調し、利益分割法により子会社により多くの利益を配分するようなインセンティブが働きやすいと思います。日本親会社と海外子会社のパターンでは海外政府、海外親会社と日本子会社のパターンでは日本が導入し

たいと思うでしょう。納税者と税務当局のご意見が違っていると、相手の移転価格算定方法を否定できるほどの証拠がない限り、単なる利益の取り合いに終始するのではないかと心配します。

所得相応性基準では、BEPS 勧告の乖離率 20%をそのまま採用しますと、事後の実績が 20%超大きく出た場合は日本で課税されることになります。例えば実績が 25%大きく出た後、所得相応性基準で課税され相互協議に発展し、相互協議で 10%で妥結した場合、そもそも日本は所得相応性基準を発動すべきだったのか、疑問が湧きます。

利子控除制限についても積極的に採用する根拠がわかりません。理由をお教えいただければと思います。日本は、先ほどご紹介のありましたように、過大支払利子税制が既にあり、十分機能していると理解しています。国際グループ間の利子ではなく第三者向けの利子を規制するのであれば、過大支払利子税制とは別な税制で議論すべきだと思います。国際間の税率の違いによる不公平を除去するのであれば、入り口は税率の差でありますでしょうし、資本と負債の不公平なら資本にみなし利子控除を適用するというを最初に検討すべきと考えます。海外に投資をしている企業ならまだしも、国内事業しか行っていない企業から見れば、メリットが全くない中で巻き添え事故を食らうようなものだと思います。

それから、BEPS 対抗策の中締めはいつごろになるか、お教えいただければと思います。今回の OECD 勧告に従えば、かなり改善されるはずであります。そうは言うものの、新しい BEPS が生まれてくるのではないかという不安もあります。コンプライアンスコストをこのまま増やし続けることはできないと思います。大体のゴールというのが必要だと思います。

それから、義務的開示について一言。今回の検討されているスキームは、納税者とプロモーター、もしくはどちらかという報告になると思うのですが、報告するくらいなら租税回避をし

ないと思わせる上でのけん制機能効果がある理解しています。報告者は誰か、犯人、利用者は誰かの話にどうしてもなりやすいですが、報告対象とすべき租税回避スキームを事前に公開するなどして報告制度の対象に載せないということが一番重要ではないかと考えます。いかがでしょうか。

今回の OECD の勧告では、OECD 加盟国以外にインド、中国など新興国を加えたので、対象国もその後増加しグローバルスタンダードになったと思います。一方で、合意を重視したため、ミニマムスタンダードが限定されまして、アメリカが実質的に参加しないなど、はたから見ると片手落ちのように感じます。不利なルールには参加しなければ良い、必要な情報はミニマムスタンダードで縛られていないところで取れば良いなど、勝手な行動を認めていくとルールが形骸化しかねないと思います。次の見直しの時期では、多国籍企業の行動がどう変わったかも重要であります。各国の対応がアグレッシブになっていないかチェックする必要があると思っています。コメントを頂戴できれば幸いです。以上です。

(渡辺) 栗原さん、どうもありがとうございます。ありがとうございました。

それでは、ただ今頂きましたお三方からの意見、ご質問についての細田さんの方からご回答をお願いしたいと思います。

(細田) ありがとうございます。

〔利益分割法と所得相応性基準の検討〕

移転価格税制について、栗原様から、利益分割法、それから所得相応性基準を検討する理由についてご質問を頂きました。利益分割法については、繰り返しのになってしまいましたが、グローバル・バリュー・チェーンが発達した中で、こ



の利益分割法が最適な手法となる場面を明確にすることが目的でして、利益分割法の適用範囲を恣意的に拡大していくというようなことではないということです。

また、所得相応性基準につきましても、確かにいろいろと論点はあると思っています。ただ、特に評価困難な無形資産については、税務当局と納税者の間の情報の非対称性というのは非常に大きいので、BEPS のリスクも非常に大きく、この所得相応性基準のような手法も必要なのではないかということで、BEPS の報告書の中でも指摘されているということです。実際にこの所得相応性基準を適用していくに当たって、その適用はどのような目的なのか、また適用除外要件はどうすべきなのか、こういった様々な論点をしっかりと議論していかなければいけないと考えているところです。

いずれにしても、まだ OECD のガイダンスの策定作業が続いていますので、その進展を踏まえて検討を進めていく必要があろうと思っています。

〔利子控除制限〕

それから、利子控除制限の関係でご質問があ

りました。ご指摘いただきましたように、わが国の現行制度の過大支払利子税制と BEPS 最終報告書で勧告されている制度には、確かに基準固定比率ですとか対象利子となる範囲、調整所得金額の計算の方法など、幾つか違いがあります。そこで今後どのような制度になっていくのかということですが、これは今の段階で具体的な方向性が確定しているものではないので、申し上げることはなかなか難しいのですが、まず、利子控除制限というのは BEPS のリスクがあり、そのため各国が協調して一定の基準の中で制度を取れんさせていくことが重要だろうという指摘がされており、それは我々としては受け止めなければいけません。

ただ一方で、企業活動にどのような影響があるのかということをしっかり分析して、検討していかなければいけないということもあると思いますので、様々な論点をこれからしっかり議論していきたいと思っています。

また、吉村様からコリドーの10%から30%の割合に関するレビューについてのご質問がありました。確かに2020年までに行動4の最初のレビューが行なわれることになっていますが、今は勧告内容が明らかになって、これから各国

が導入していくというフェーズでございますので、まだこのレビューの具体的な方法にまで議論が至っていないというのが現状です。

〔義務的開示〕

それから、義務的開示の関係でも栗原様からコメントを頂戴しました。この報告制度というのは、けん制効果という観点からすると可能な限り報告の対象となる取引を明らかにしておくという考え方というのは確かに1つあると思います。ただ一方で、BEPSの行動計画においては、対象の範囲が狭すぎるとその制度の実効性を失うのではないかと指摘もされているところです。そういったバランスもありますので、このBEPS報告書の内容ですとか、他の国の事例などをいろいろと見ながら、制度を考えていく必要があるのだらうと思っています。

〔BEPS 防止措置実施条約〕

それから、BEPS 防止措置実施条約の関連で青山様にコメントを頂きました。1つは、条約の特典の濫用防止措置です。この措置を適用するに当たって、適用が明らかにならないのではないかとようなご心配ですが、この措置に関してはBEPSの報告書行動6の中で、コメントリーが掲載されておりますので、これをガイダンスとして扱っていただければと思っています。また、実際の適用において問題が生じるようなケースが出てまいりましたら、OECDに問題提起していくなどして対応するということになるかと思っています。

また、この濫用防止規定との関連で、一般的否認規定への議論の影響ということですが、これは実際どういうことになるのかというのはまだ明らかではありません。ただ、実際に導入の要否を議論することになった場合には、このような条約の特典の濫用防止規定や各国の制度というものをよく見ながら慎重に議論していく必要があるのだらうと思っています。

それから、多数国間条約の仲裁規定の受入国

が26カ国にとどまっているのではないかとのお話がありました。確におっしゃるとおりです。わが国との間でこの仲裁規定が適用されるのは現在の暫定の通知ベースで9カ国ですが、この数字は、これから署名をする国もあるかと思ひますし、今後選択する規定を変える国もあるかと思ひますので、増減していくものと思ひます。いずれにせよ、仲裁に関する規定は、この多数国間条約に限らず、二国間の租税条約の交渉においても引き続き導入を慫慂していきたいと思ひているところです。

また、この多数国間条約に関しては、実際の適用関係が分かりにくいというところもあるかと思ひますので、条約の批准後、実際に適用されるという場面になりましたら、何らかの形でどういうふうに適用されるのかということ公表してまいりたいと思ひているところです。

〔コンプライアンスコスト等について〕

栗原様から、BEPS プロジェクトの中締めはいつになるのか、このままコンプライアンスコストを増やし続けることはできないというご意見を頂きました。まず、BEPS プロジェクトの中締めについてですが、その実施状況をモニタリングしていくと、新たな問題がまた出てくるかと思ひますので、継続的な取組みが必要ではないかと思ひています。その中でコンプライアンスコストは確かに問題になるわけですが、私どもとしても課税逃れを許さないという基本的な考え方を保ちつつ、健全な経済活動は阻害しない、円滑な執行が可能である、という観点を心掛けて制度改正を行っていきたく思ひており、経済界を含め、いろいろな方々のご意見をしっかり聞いて進めてまいりたいと思ひています。

最後に、途上国の対応がアグレッシブになっていないか、フォローアップしていくべきではないかというご指摘もございました。これは先ほども申し上げましたが、Inclusive Framework、また各種国際会議の中で、BEPS 全体の取組みを進めていくよう慫慂してまいりたい

と思っていますし、また、単独主義的な行動についてもしっかり意見を申し上げていきたいと思っていますところ。以上です。

(渡辺) 細田さん、どうもありがとうございました。

まだまだ議論は尽きませんが、時間も超過していますので、この辺で第2部を終了させていただきますと思います。本日まで参加いただきま

したパネリストの皆様には、ご見識に基づきまして大変有意義かつ貴重なご意見を頂きまして、誠にありがとうございました。

おわりに

(渡辺) それでは、本日のパネルディスカッションをこれで終了させていただきます。ご協力、どうもありがとうございました(拍手)。